



JA *Disclosure* 2026 ディスクロージャー ひがしみの

「JAひがしみの」プロフィール

(令和8年3月31日現在)

組 合 名 称 東美濃農業協同組合（JAひがしみの）
本 店 所 在 地 岐阜県中津川市茄子川1646番地の19

組 合 員 数	32,674組	出 資 金	26億8,085万円
役 員 数	31人	貯 金	2,334億1,561万円
職 員 数	287人	貸 出 金	337億9,976万円
常 勤 嘱 託 数	197人	長期共済保有高	4,594億8,190万円
支 店 数	17支店	購買品取扱高	63億2,371万円
アグリセンター数	4箇所	販売品販売・取扱高	59億1,677万円

JAひがしみのは、岐阜県の南東部に位置し、東は長野県、南は愛知県との県境に接しています。木曾三川の1つである木曾川が東西に貫流し、これに付知川、川上川、阿木川が流れ込み、南部では矢作川が愛知県へと流れています。河川流域の平坦地及び緩傾斜地を中心に耕地が形成されており、地域面積の8割を占める山岳地は高低差も大きく、変化に富んだ自然資源や、中山道の歴史が息づく観光地が多い地域です。また、気候も冬季の冷え込みが厳しい割には降雪が少なく、夏でも夜間は比較的涼しくなっています。

地域の中央を、JR中央本線、中央自動車道及び国道19号線が走り、首都圏や中京圏への利便性が高く、リニア中央新幹線岐阜駅駅の建設も進んでいます。

農産物では、当地域産のコシヒカリが食味が良好と評価され、市場で大変好評です。夏秋トマトは夏季冷涼な気候を活かして栽培され、県内でも有数の特産地です。また、「飛騨牛」の産地として畜産も盛んであり、その他にもなす、栗、いちご、お茶、スイートコーン、菌床椎茸などが盛んに生産されています。

目 次

ごあいさつ	1
経営理念	2
経営方針	2
経営管理体制	6
事業の概況（令和7年度）	6
農業振興活動	11
地域貢献活動	12
リスク管理の状況	16
自己資本の状況	23
主な事業の内容	24
【経営資料】	
決算の状況	33
損益の状況	44
事業の概況	46
経営諸指標	53
自己資本の充実の状況	54
JAの概要	67

- 本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成した「業務及び財産の状況に関する説明書類（ディスクロージャー誌）」です。
- 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。そのため、表中の合計額並びに増減額が一致しない場合があります。

ごあいさつ



平素は、ＪＡひがしみの事業運営に格別なご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、農業協同組合法第54条の3に基づき、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、事業概況について皆さまにご理解いただくため、ディスクロージャー誌を作成致しましたので、ご参考にしていただければ幸いです。

令和7年度の我が国の経済は、米国の関税政策の影響により金融政策や為替相場、輸出を中心に予想外の展開となりました。物価も想定以上の上昇をみせましたが、個人消費は賃金上昇や雇用拡大、低価格品シフト、資産効果により底堅く推移しました。

農業を取り巻く環境につきましては、食料・農業・農村基本法が四半世紀ぶりに改正され、それを踏まえた基本計画が令和7年4月に閣議決定されました。一方、中東情勢の影響により燃料、肥料、ビニール製品など生産資材の価格高騰や安定供給への不安が広がっています。

当ＪＡが掲げる経営理念の「信頼」・「貢献」・「挑戦」を礎に、持続可能な総合事業経営のための経営基盤強化を図るとともに、組合員の皆さまとの徹底した対話を通じ、総合事業を基本として、自己改革に取り組んでまいります。

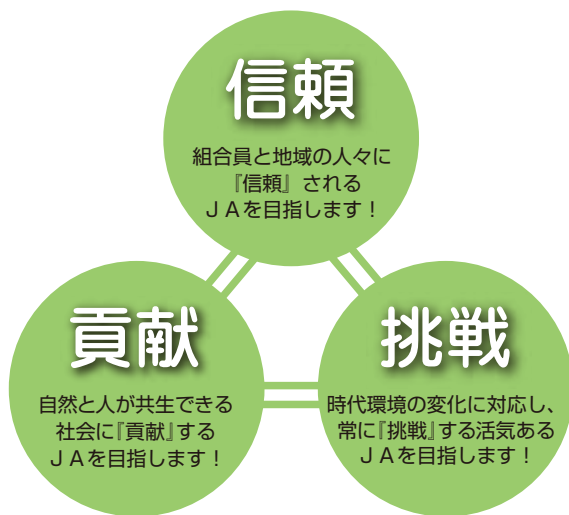
最後になりますが、組合員の皆さま並びに関係各位のご健勝をご祈念申し上げますとともに、より一層のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年7月

東美濃農業協同組合

代表理事組合長 吉村 利己

経営理念



2

経営理念・経営方針

経営方針

長期ビジョン（経営方針）

◆地域の農業者のために

地域の農業を支える農業者を応援し、元気と活力ある東美濃地域の農業を構築します。

◆地域に必要とされるために

JAの存在意義と使命を見つめ直し、東美濃地域から必要とされるJAを目指します。

◆地域で信頼されるJAとなるために

組織基盤の拡充、経営基盤の強化、内部管理態勢の高度化等による健全性の向上により、将来にわたって安定した総合事業機能を発揮します。

中期経営計画（令和7年度～令和9年度）

ＪＡを取り巻く社会経済情勢は、様々な面で課題が山積しています。

農業面では、人口減少や高齢化がますます進み基幹的農業従事者数や耕地面積は減少を続けています。気候変動は水稻、野菜、畜産など農畜産物の生産に影響しています。また、国際情勢等の影響により生産資材価格は高止まりの状況が続いており、農業経営環境はより一層厳しいものとなっています。組織面では、世代交代による組合員や地域住民との関係性の希薄化など組織基盤の弱体化が懸念されています。

経営面では、「マイナス金利政策」が令和6年3月に解除され金利上昇による運用利回りの改善が期待される一方で調達利回りの上昇が懸念され、資金運用環境は予断を許さない状況です。また、今後も人口減少や環境変化が進む中で、組合員の農業を支える総合事業経営の機能を持続的に発揮していくためには経営基盤を強化する必要があります。そのため、支店（営業所、連絡所含む）・老朽化している営農施設（乾燥調製、育苗、園芸）の再編・集約・機能見直しの検討を継続的に進めるとともに収益力を維持・向上していく必要があります。

政府が、「食料・農業・農村基本法」を四半世紀ぶりに改正したことを受け、ＪＡグループとして引き続き食料安全保障の強化や食料自給率の向上を訴えていくとともに、持続可能な農業生産の実現を目指し、自然環境・生産者・消費者のいずれにも過度な負担が生じない、バランスの取れた環境調和型農業に取り組む必要があります。

このような状況のもと、第32回岐阜県ＪＡ大会では、基本方針「組合員・地域とともに食と農を支える協同の力の発揮」が決議されました。これを受け当ＪＡでは、「次世代につなぐ持続可能な農業の実現」「食と農を支える仲間づくりによる地域活性化への貢献」「組合員と地域を支える持続可能な総合事業経営のための経営基盤強化」を3本柱とした中期経営計画（令和7年度～令和9年度）を策定いたしました。

ＪＡひがしみの、地域の皆さまに「信頼され、必要とされるＪＡ」を目指し、全役職員が一丸となり中期経営計画（令和7年度～令和9年度）の達成に向けて全力で取り組んでまいります。

基本計画

1. 次世代につなぐ持続可能な農業の実現

- (1) 担い手経営体等への支援と次世代の担い手の育成・確保とともに環境に配慮した農業の推進
- (2) 農業者の所得増大の実現

2. 食と農を支える仲間づくりによる地域活性化への貢献

- (1) 活動と事業を通じた組合員の豊かなくらしの実現と食と農を支える仲間づくりによる地域の活性化
- (2) 食・農・ＪＡへの理解促進に向けた情報発信

3. 組合員と地域を支える持続可能な総合事業経営のための経営基盤強化

- (1) 収益力の維持・向上と適切な内部統制による将来にわたる経営の健全性確保

中期経営計画の進捗状況（令和7年度 自己改革実践状況）

当組合では、中期経営計画（令和7年度～令和9年度）の初年度として、「次世代につなぐ持続可能な農業の実現」「食と農を支える仲間づくりによる地域活性化への貢献」「組合員と地域を支える持続可能な総合事業経営のための経営基盤強化」の着実な実践に取り組んでまいりました。

達成状況は、計画に対する実績で判定しています。【100%以上：○、100%未満～60%以上：△、60%未満：×】

1. 次世代につなぐ持続可能な農業の実現に取り組めます。
- (1) 担い手経営体等への支援と次世代の担い手の育成・確保とともに環境に配慮した農業の推進を図ります。

目標基準項目	区分	令和7年度	達成状況	令和8年度	令和9年度
トマト新規就農者数	計画	2人	○	2人	2人
	実績	2人		－	－
栗担い手確保数	計画	3件	○	3件	3件
	実績	4件		－	－
産直出荷者増加数	計画	10人	○	10人	10人
	実績	31人		－	－
グリーンセンターにおける産直販売高	計画	88,000千円	○	91,000千円	91,500千円
	実績	90,982千円		2,000千円プラス （変更前） 89,000千円	2,000千円プラス （変更前） 89,500千円
セルフメンテナンス講習会回数	計画	12回	○	12回	12回
	実績	12回		－	－
おかげ販売数量	計画	1,560㎡	○	1,580㎡	1,600㎡
	実績	1,974㎡		－	－
減プラスチック 脱プラスチック 肥料予約数量	計画		○	17,000袋	17,500袋
	実績	16,979袋		5,000袋プラス （変更前） 12,000袋	4,500袋プラス （変更前） 13,000袋
農業融資 新規実行額	計画	185百万円	△	203百万円	223百万円
	実績	180百万円		－	－
農業者賠償 責任共済件数 （前年比）	計画	110%	△	110%	110%
	実績	80%		－	－

(2) 売れる農畜産物の生産提案と販売強化を実施します。

目標基準項目	区分	令和7年度	達成状況	令和8年度	令和9年度
今すり米販売数量	計画	4,000俵	○	5,000俵	6,000俵
	実績	4,030俵		—	—
ひがしみのトマト インターネット等 販売数量	計画	4,600kg	△	3,500kg	3,500kg
	実績	3,420kg		1,300kgマイナス (変更前) 4,800kg	1,500kgマイナス (変更前) 5,000kg
肥育肉牛販売頭数	計画	1,685頭	○	1,690頭	1,710頭
	実績	1,827頭		—	—
低コスト肥料予約数量	計画	8,500袋	○	10,500袋	10,600袋
	実績	10,378kg		1,900袋プラス (変更前) 8,600袋	1,900袋プラス (変更前) 8,700袋

2. 食と農を支える仲間づくりによる地域活性化への貢献に取り組みます。

(1) 活動と事業を通じた組合員の豊かなくらしの実現と食と農を支える仲間づくりによる地域活性化取り組みます。

目標基準項目	区分	令和7年度	達成状況	令和8年度	令和9年度
職員以外の方と 一緒になった活動等の実施	計画	全支店で1回以上	○	全支店で1回以上	全支店で1回以上
	実績	全支店で1回以上		—	—

(2) 食・農・JAへの理解促進に向けた情報発信に取り組みます。

目標基準項目	区分	令和7年度	達成状況	令和8年度	令和9年度
公式LINE登録者数	計画	1,400人	○	4,000人	6,000人
	実績	2,715人		2,250人プラス (変更前) 1,750人	4,000人プラス (変更前) 2,000人

3. 組合員と地域を支える持続可能な総合事業経営のための経営基盤強化を図ります。

(1) 収益力の維持・向上と適切な内部統制による将来にわたる経営の健全性確保を図ります。

目標基準項目	区分	令和7年度	達成状況	令和8年度	令和9年度
期末自己資本額	計画	120.4億円	○	122.3億円	123.0億円
	実績	121.5億円		1.5億円プラス (変更前) 120.8億円	1.5億円プラス (変更前) 121.5億円

経営管理体制

経営執行体制

当ＪＡは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

なお、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

事業の概況(令和7年度)

全般的概要

我が国の経済は、米国の通商政策の影響はあるものの、緩やかな回復基調にあります。しかし、中東情勢の影響等が原油価格の高騰・物価上昇等にあらわれ、先行きも不透明な状況です。

農業面では、食料・農業・農村基本法が四半世紀ぶりに改正され、それを踏まえた基本計画が令和8年4月に閣議決定されました。また、主食であるコメの価格が大きく変動し、不安定な状況にありました。

金融面では昨年度に続き、令和7年12月にも政策金利の引き上げが行われ、約30年ぶりの高水準となりました。このような状況のもと、当組合では、中期経営計画（令和7年度～令和9年度）の初年度として、「次世代につなぐ持続可能な農業の実現」「食と農を支える仲間づくりによる地域活性化への貢献」「組合員と地域を支える持続可能な総合事業経営のための経営基盤強化」の実践に向けた活動を展開してまいりました。

営農指導事業では、次世代につなぐ持続可能な農業の実現に向け、地域農業の維持・振興を図るために新規就農者の育成及び担い手経営体等の育成・強化・支援に取り組みしました。

また、多様な農業者を対象とした栽培研修会（アグリゼミ）を行い、多くの農業者の方に参加いただきました。参加者には産直出荷への提案も行い、地産地消に努めました。

販売事業では、農業関連資材価格が高止まりする中、農業者の所得増大を目的に再生産可能な適正価格に向けた価格交渉を販売先と行いました。

米においては、買取販売米の取り組みを強化し、県外への販売を拡大しました。

購買事業では、生産資材価格高騰が続く中、肥料農業予約注文の早期取り纏め、定期的な市場価格調査の実施、農業機械を軸に生産資材コストの低減に努め、レンタル農機の充実化を図り、広く農業者の皆さまへ情報発信しました。

生活関連資材では、地産地消を推し進めるため「地産地消の店」の普及と応援PRに取り組みました。また、グリーンセンター・給油所・Ａコープにおいては、SNS等を通じた情報発信により店舗集客に努めました。

利用施設事業では、施設の老朽化が進む中、計画的な機械更新を実施しました。

また、組合員の皆さまの利便性の向上と安全・安心な施設運営体制を強化するため、施設担当者への研修会を実施し、衛生管理・品質管理技術の徹底を行いました。

信用事業では、組合員・利用者の皆さまが「つながり続けたい」と感じていただける地域金融機関を目指すため、総合事業を活かした金融仲介機能を発揮し、ご満足いただけるサービスの提供に努めました。

また、持続可能なＪＡを実現するため、貯金獲得キャンペーンや給与・年金振込口座の獲得を通じて貯金量の確保に努めました。

共済事業では、組合員・利用者の皆さまに寄り添い、安心と満足を提供する活動を実践しました。

訪問活動をはじめとした直接的な関わり合いを大切にするとともに、SNSやアプリ等のデジタル技術等を活用した非対面型の接点を拡充し多様なニーズにお応えしました。

生活指導事業・組織広報活動では、食農教育活動として、管内の保育園・幼稚園・小学校で米や大豆・野菜の栽培・収穫・加工の体験活動及び親子で参加する食農活動を通じて、「食」と「農」の大切さと農業・地域・自然の役割について理解醸成を図りました。

また、広報活動として、広報誌・ホームページ・公式LINEで国産国産・地産地消を意識した事業活動・地域の情報・各種イベント等の情報発信を積極的に行いました。

このような事業活動のもと、当期剰余金は206,478千円となりました。

事業成果

(単位：千円)

事業利益	195,852
経常利益	371,926
当期剰余金	206,478

信用事業

組合員・利用者の皆さまが「つながり続けたい」と感じていただける地域金融機関を目指すため、総合事業を活かした金融仲介機能を発揮し、ご満足いただけるサービスの提供に努めました。

また、持続可能なJAを実現するため、貯金獲得キャンペーンや給与・年金振込口座の獲得を通じて貯金量の確保に努めました。

さらに、次世代や次々世代との永続的な取引機会を増やし、総合事業の強みを活用して新規利用者の獲得を積極的に行い経営基盤の強化に取り組みました。

- 1. 総合事業を最大限に活かした担い手農業者への訪問体制の構築に取り組みました。
- 2. コンサルティング（面談・提案）機能を強化し、組合員・利用者の皆さまの豊かなくらしの実現に向けたライフプランサポートを実践しました。
- 3. 新規利用者の獲得と個人貯金の増強に努めました。
- 4. 内部管理態勢の構築と事務効率化に取り組みました。

共済事業

組合員・利用者の皆さまに寄り添い、安心と満足を提供する活動を実践しました。
訪問活動をはじめとした直接的な関わり合いを大切にするとともに、SNSやアプリ等のデジタル技術等を活用した非対面型の接点を拡充し多様なニーズにお応えしました。

また、体制の整備と対応力強化を図り満足度向上に向けたサービスを提供し、信頼されるJAを目指し取り組みを行いました。

- 1. 組合員・利用者の皆さまへのありがとう（サンキュー）活動を実践しました。
- 2. 組合員・利用者の幅広いニーズに応える訪問活動・保障提案を実施しました。
- 3. 組合員・利用者の皆さまの満足度向上に向けた体制整備及び人材育成を実施しました。
- 4. デジタル技術を活用した手続・業務の適正性強化による利便性の向上に努めました。
- 5. コンプライアンス態勢の徹底に努めました。

指導事業

営農指導

次世代につなぐ持続可能な農業の実現に向け、地域農業の維持・振興を図るために新規就農者の育成及び担い手経営体等の育成・強化・支援に取り組みました。

多様な農業者を対象とした栽培研修会（アグリゼミ）を行い、多くの農業者の方に参加いただきました。参加者には産直出荷への提案も行い、地産地消に努めました。

1. 夏秋トマト研修生として1名の方が入塾されました。また2名の方がトマト研修を修了し、新規就農者として就農されました。
2. 迅速な営農指導・販売情報の提供を目的とし、営農指導LINE（トマト・なす・いちご）による情報発信を行いました。
3. 認定農業者・集落営農組織・畜産農家等の法人化相談並びに設立支援を実施しました。
4. 新規就農に向けた就農相談会への参加や相談者への相談対応、短期研修や先輩農家との面談等、就農に向けた支援を実施しました。
5. 営農指導力の強化を目的とし、営農指導員実践研修（水稻・トマト）並びに各種資格取得に向けた研修を開催しました。
6. 猛暑等の環境変化に対応していくために、水稻高温耐性品種の栽培試験を実施しました。
7. 農業者の安全作業に向けた農作業安全講習会の開催や、農業政策・農業情報等、農業に関する各種講習会（研修会）を開催しました。

生活指導

食農教育活動として、管内の保育園・幼稚園・小学校で米や大豆・野菜の栽培・収穫・加工の体験活動及び親子で参加する食農活動を通じて、「食」と「農」の大切さと農業・地域・自然の役割について理解醸成を図りました。

また、女性部（あい♥あい会員）活動の取り組みとして、地産地消を意識したあぐりん講座やセミナー、各種サークルを積極的に開催し、会員の増員を図るとともに一合愛（いちあいあい）運動と称し、各家庭で使いきれない未使用食品を持ち寄り、福祉施設・食料支援を行っている団体等へ寄贈する活動（フードドライブ活動）を実施しました。

1. 食農教育活動として、JA食農リーダー等と連携し管内の保育園・幼稚園3園と小学校12校で稲作・大豆栽培・味噌作り・豆腐作り等を開催し支援しました。
2. 親子を対象としたカンガルー劇場を開催し、3組6名が参加され、「食」と「農」の大切さについて学んでいただきました。
3. 女性部（あい♥あい会員）会員を対象に地産地消を意識したあぐりん講座やプチセミナー、サークル活動等を開催し、延べ1,981名の方に参加いただきました。
4. 女性部組織の各支部が、「食」と「農」を通じ地産地消を意識した「おすすめ講座」を積極的に開催し、会員数の増員に繋がりました。
5. 一合愛運動（フードドライブ活動）として、女性部活動や農業祭等で食品等が多く集まり、福祉施設・団体等へ寄贈しました。
6. 生活習慣病検診を東濃厚生病院と連携して管内14会場で17回開催し、257名の組合員・利用者の方が受診されました。

組織広報

広報活動として、広報誌・ホームページ・公式LINEに国消国産・地産地消を意識した事業活動・地域の情報・各種イベント等の情報発信を積極的に行いました。

支店協同活動として、JAとの繋がり強化を図るため、全支店・アグリセンターが各種イベントや活動を開催しました。

支店運営委員会・地域別座談会の開催及び各種アンケートの実施により組合員・利用者の皆さまとの対話の場づくりに努めました。

1. 広報誌・ホームページ・公式LINE、日本農業新聞等を通して、JA事業や「食」と「農」を意識した地域情報・イベント等を積極的に情報発信し、イメージ向上に努めました。
2. 公式LINEにより事業活動等の情報を月3回のペースで発信し、令和8年度からの広報紙の新聞折込化に向けて、登録者数拡大に取り組み、1年間で1,600名以上の方にご登録いただきました。
3. 全ての支店・アグリセンターで、協同活動として、支店だよりの発行や地域行事への参加、イベント等を開催し、組合員・地域の皆さまとの繋がり強化と地域貢献に取り組みました。
4. 支店運営委員会・地域別座談会の開催及びJAひがしみのアンケート・准組合員アンケート・個別モニターの実施によりJA運営に対する多くのご意見・ご要望をいただきました。

販売事業

農業関連資材価格が高止まりする中、夏の猛暑をはじめとする異常気象の影響によって、栽培環境は大変厳しい状況でした。そのような状況のもと、農業者の所得増大を目的に再生産可能な適正価格に向けた価格交渉を販売先と行いました。

米においては、買取販売米の取り組みを強化し、県外への販売を拡大しました。

1. 令和7年度販売価格の上昇により米取扱高は増加しました。また、愛知県、大阪府など都市圏の消費者へ向け恵那地域産米のブランド化を図り、販売を拡大しました。
2. 農業関連資材価格が高止まりする中、農業者の所得確保を目指し各種価格交渉を実施しました。交渉並びに作柄影響もあり、前年比を上回る販売品取扱高となりました。
3. 時代に沿った販売力向上を目的とし、ふるさと納税及びJAタウン等インターネット販売を実施し、多角的な販売に努めました。
4. 肉牛農家の所得向上に向け肉牛枝肉研究会を43頭で開催し、5等級率86%の好成績を収め品質の向上と販売向上に繋がりました。

利用施設事業

施設の老朽化が進む中、計画的な機械更新を実施しました。

組合員の皆さまの利便性の向上と安全・安心な施設運営体制を強化するため、施設担当者への研修会を実施し、衛生管理・品質管理技術の徹底を行いました。また、各種資格取得等により職員育成に努めました。

購買事業

生産資材関連では、資材価格高騰が続く中、肥料・農薬予約注文の早期取り纏め、定期的な市場価格調査の実施、農業機械を軸に生産資材コストの低減に努め、レンタル農機の充実化を図り、広く農業者の皆さまへ情報発信しました。

生活関連資材では、地産地消を推し進めるため「地産地消の店」の普及と応援PRに取り組みました。また、グリーンセンター・給油所・Ａコープにおいては、SNS等を通じた情報発信により店舗集客に努めました。

1. 農業者の所得増大を目的とした肥料農薬の価格抑制への取り組みを行いました。
2. 担い手経営体を対象とした農機整備講習会（セルフメンテナンス）を実施しました。
3. 多様な農業者に対する小型農機を提案しました。
4. 生活事業における事業所のさらなる収支改善及び持続可能な事業展開を実施しました。

対処すべき重要な課題

中期経営計画の基本計画である「次世代につなぐ持続可能な農業の実現」「食と農を支える仲間づくりによる地域活性化への貢献」「組合員と地域を支える持続可能な総合事業経営のための経営基盤強化」を重要課題として捉え、組合員及び地域の皆さまの期待と信頼に応えられるよう、以下の事項を中期経営計画の実践計画に基づき進めてまいります。

次世代につなぐ持続可能な農業の実現

1. 担い手経営体等への支援と次世代の担い手の育成・確保とともに環境に配慮した農業の推進
2. 農業者の所得増大の実現

食と農を支える仲間づくりによる地域活性化への貢献

1. 活動と事業を通じた組合員の豊かなくらしの実現と食と農を支える仲間づくりによる地域の活性化
2. 食・農・ＪＡへの理解促進に向けた情報発信

組合員と地域を支える持続可能な総合事業経営のための経営基盤強化

1. 収益力の維持・向上と適切な内部統制による将来にわたる経営の健全性確保

農業振興活動

集落営農の組織化を含めた担い手の育成と支援

集落営農の組織化または法人化の支援を実施しています。また、東美濃担い手協議会と連携を図り、農地集積や作物の作付け提案を行っています。

農業体験への支援

地域の小学校等が実施する農業体験学習を支援し、農業に対する理解を深める活動をしています。

農業祭の開催

地域の皆さまとのふれあいや、食と農の大切さを伝えることを目的とした「ひがしみの農業祭」を毎年11月に開催しています。地産地消のPRとして東美濃特産物のお米や飛騨牛、栗旨豚の販売等も行っています。

安全・安心な農産物づくりへの取り組み

生産履歴^{ギャップ}記帳や「GAP（農業生産工程管理）」に取り組み、消費者の皆さまから信頼される農産物の生産に努めています。



第21回ひがしみの農業祭

地域密着型金融への取り組み

地域活性化のための融資を始めとする支援

資金需要に応じて、アグリサポート資金等を提案し、岐阜県信連利子補給や行政の利子補給を用いて支援を行っています。

地域農業の担い手を育成し、その方たちが経営発展等に取り組む際に必要となる農業用機械・施設の導入等の借入金等、支援を行っています。

ニーズに応じた農業者・担い手支援

農業メインバンクとして農業担い手・営農組織等の皆さまに対して、国・地方公共団体等及び系統団体との連携した取り組み支援を継続的に行います。また、渉外担当者・TAC（担い手担当者）を中心に定期的な訪問活動を通じ、ニーズの把握と相談機能の強化を図り、地域農業振興のための取り組みを行っています。

中小企業（農業者等）の経営の改善及び地域の活性化のための取り組みの状況

農業者等の経営支援に関する取り組み方針

金融円滑化の主旨に則り、「金融円滑化にかかる基本方針」「金融円滑化管理規程」を制定しています。

農業者等の経営支援に関する態勢整備の状況

本店及び総合支店に金融円滑化にかかる相談窓口を設置しています。職員向けの研修会の開催や各種資格を取得しスキルアップを図っています。

農業者等の経営支援に関する取り組み状況

お客さまからのご相談やお申込みには、J A 岐阜中央会営農支援センターと連携し、きめ細かで丁寧な対応をしています。

地域貢献活動

概要

当JAは、中津川市と恵那市を事業区域とし、農業者を中心とした地域住民の人々が組合員となって相互扶助を共通の理念として運営される協同組織であり、農業の活性化と振興を図る地域金融機関です。地域の皆さまからお預かりした資金は、資金を必要としている地域の組合員の皆さまや地方公共団体等にご利用いただいています。

今後もJAの総合事業を通じて地域の皆さまに信頼されご利用いただけるよう、農業や助け合いの活動を通じて地域に貢献してまいります。

地域からの資金調達の状況

組合員をはじめとした地域の皆さまや事業主の皆さまから貯金をお預かりしており、皆さまのご要望にお応えできるよう各種商品を取り揃えております。

貯金残高	(単位:百万円)
貯 金	233,415
うち定期性貯金	107,336

(キャンペーン商品の一例)



地域への資金供給の状況

組合員をはじめとした地域の皆さまからお預かりした貯金等の大切な資金は、地域の皆さまの暮らしや、農業者・事業者の皆さまの事業に必要な資金をご融資し、地域経済の発展に寄与しています。

貸出金残高	(単位:百万円)
貸 出 金	33,799
組 合 員	26,410
地方公共団体	4,637
そ の 他	2,751

(キャンペーン商品の一例)



農業者向け資金の一例

農業者が規模拡大や経営改善を図るための農業制度資金を取扱っています。

農業企業化資金・・・経営改善を支援するための一般的低利長期資金
その他・・・農業経営改善促進資金（スーパーS）等

上記農業制度資金の他、JA独自の資金を取扱っています。

アグリサポート資金・・・農業経営に必要な資金（全ての農業者が対象で岐阜県信連等の利子補給対象資金）
営農資金・・・農業経営に必要な資金（全ての農業者が対象）

(注) 農業制度資金とは、JA等が国や地方公共団体と協力して、一定の条件に該当する農業者の方が農業を行うために必要な資金を有利な条件で借り入れることができる制度です。

文化的・社会的貢献に関する事項

環境保全への取り組み

地域の環境保全の一環として、ハウスビニールやマルチ等の農業用使用済プラスチック資材の回収と廃農業等の回収に取り組んでいます。

また、プランターや花壇を利用して店舗周辺の緑化活動に努めています。

食農教育への取り組み

J A食農リーダー等と連携して、地域の親子や、保育園・幼稚園・小学校・中学校を対象に農作業体験や地元農畜産物を使った調理・食文化の指導を行っています。また、親子農業体験「アグリスクール」を開催する等、食への関心を高め、食の大切さ、食を支える農の役割についての理解を深めていただくために食農教育活動に取り組んでいます。

バイオマス(生物資源)活用への取り組み

家畜排泄物から堆肥を製造する資源循環型施設の「堆肥センター」を運営し、地域資源の有効利用と環境保全に取り組んでいます。



親子農業体験「アグリスクール」を開催

助けあい組織の活動

J Aでヘルパーの資格を取得した方やJ Aにここにご隊養成研修会を修了した方、ボランティア活動に熱意のある「あい♥あい会員」を中心に、各地域で助けあい組織（たんぼぼの会・コスモスの会・わかば会・つくしの会）を結成し、施設ボランティア等の地域に密着した活動を行っています。

高齢者等の見守り活動

中津川市・恵那市と協定を結び、支援を必要としている方を早期に発見し、危機回避を図り、安心して生活できる地域環境を保持するため、高齢者等見守り活動を行っています。

各種無料相談会

社会保険労務士、税理士、弁護士及び年金担当職員による各種無料相談会を毎月開催しています。

- ・年金相談（ローンセンター中津川店・恵那店）
- ・税務相談（本店、恵那・山岡・福岡の各支店）
- ・法律相談（本店、恵那・山岡・福岡の各支店）

ボランティア活動

地域の住みやすい環境づくりとして、定期的に店舗周辺での清掃活動等に取り組んでいます。また、本店での献血運動にも積極的に参加しています。

利用者ネットワーク化への取り組み

年金友の会

J A ひがしみの年金友の会（当 J A で年金を受給されている方）の会員数は16,835名です。（令和8年3月末現在）
毎年、親睦旅行や親睦会、スポーツ大会等、会員相互のふれあいの場を提供しています。また、お誕生日プレゼント等のさまざまな特典が受けられます。

JAひがしみの 「あったかくらぶ」年金友の会

JAで年金を
お受けいただく
とさまざまな特典
が受けられます。

特典
1

誕生日プレゼント

日頃の感謝の気持ちとお誕生日をお祝いし、心ばかりの誕生日プレゼントをお贈りします。

特典
2

毎年楽しい親睦旅行・親睦会

年金友の会で気のあった仲間や新しい仲間とくつろげる J A の旅をお楽しみください。

特典
3

スポーツ大会への参加

J A が主催するグラウンドゴルフ大会・ゴルフ大会などにご参加いただけます。

特典
4

定期貯金の特別金利

定期貯金金利を新規・継続預かりする際に特別金利にてお預かり致します。
（預入限度は通算1,000万円までです。）

特典
5

年金無料相談会の実施

複雑な年金手続きをお手伝いします。

特典
6

やすらぎ会入会特典

J A 葬祭「やすらぎ会」に新規ご加入の場合、入会金の50%を割引致します。

特典
7

ガソリンスタンド

無料洗車サービス（シャンプー洗車のみ）

当 J A ガソリンスタンドにおいて、水曜日に15ℓ以上給油された方で、「年金友の会会員証」をご提示いただくと洗車（シャンプー洗車のみ）の無料サービスを致します。（ただし、スタッフによるふきあげ作業はございません）

※当 J A 給油所の各種イベント等により、サービス内容を変更する場合がございますので、詳しくは、各給油所へお問い合わせください。

特典
8

協賛店ご利用割引サービス

岐阜県内の J A 協賛店（ホテル・旅館・温泉施設・レストラン・ゴルフ場等）で「年金友の会会員証」をご提示いただくとご優待特典サービスをご利用いただけます。

割引特典内容については「協賛店ご利用ガイド」をご覧ください。

特典
9

電動シニアカー購入代金助成

当 J A での電動シニアカー購入代金を助成します。

※助成対象機種のみになります。

特典
10

高齢者見守りサービスに

ご希望によりご加入いただけます

セコム㈱または総合警備保障㈱（ALSOK）が提供するサービスを特別料金等でご利用いただけます。

※ご利用にはお申込が必要です。

その他

①健康・介護ほっとライン

②普通傷害共済

①看護師や医師等が、直接電話でお答えする無料相談サービスをご利用いただけます。

②集団加入の普通傷害共済（あったかくらぶ）へご希望によりご加入いただけます。

（特典は毎年見直しさせていただきます。）

あぐりん講座・サークル活動の開催

「あいがふれる元気な地域をみんなの力でつくろう」をテーマに活動しています。男女問わず参加できるように女性部員の愛称を「あい♥あい会員」とし、あぐりん講座（万能タレ、トマトケチャップ、味噌・豆腐作り等）を開催しています。また、「あい♥あい会員」の自主的なサークル活動（絵手紙、クラフトかご、己書、手芸、陶芸、パン作り等）では、仲間づくりとふれあいのある地域づくりに取り組んでいます。

情報提供活動

JA広報紙の発行(毎月)

広報紙『ひがしみの』を毎月発行し、農業に関する情報や地域に密着した情報を発信しています。



ホームページ等による情報発信

ホームページでは、当JAの概要や各事業、店舗・事業所の紹介、ディスクロージャー等を公開しています。また、「自慢の特産品」や「新規就農・営農指導」等のページを通して、管内の農業について、消費者から就農を目指す方まで幅広くご利用いただけるよう情報を掲載しています。また、LINE公式アカウントやInstagramを運営し、旬の情報を発信しています。

JAひがしみのホームページ

<https://ja-higashimino.or.jp>

JAひがしみの

検索



リスク管理の状況

リスク管理の体制

内部統制システム基本方針

組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、全国農業協同組合中央会がＪＡグループの経営管理の指針として定める「会員の行動規範」を遵守し、経営戦略の策定および見直し・実践に向け、法令遵守等コンプライアンス態勢・内部管理体制・持続可能な経営基盤を構築・確立します。そのための内部統制システムに関する基本方針を以下のとおり策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めます。

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制
 - (1) 組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
 - (2) 重大な法令違反その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
 - (3) 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
 - (4) 「マナー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。また、マナー・ローンダリング等の金融犯罪防止及び排除に向けた管理体制を整備・確立する。
 - (5) 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度（ヘルプライン）を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。
 - (6) 監事監査、内部監査、会計監理人が密接に連絡し、適正な監査を行う。
 - (7) 業務上知り得た当組合および関連会社の取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制を整備する。
2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
 - (2) 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を選択かつ安全に保存・管理する。
 - (3) サイバーセキュリティを確保するための体制を整備し、適切な対策を実施する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
 - (2) 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前的ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。
4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 職務規程等により職務権限を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
 - (2) 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。
5. 監事監査の実効性を確保するための体制
 - (1) 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
 - (2) 監事が効率的・効果的な監査を遂行できるよう支援する。
 - (3) 理事や内部監査部門等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的な監査を支援する。
6. 子会社等における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 子会社等の各業務における規程等の管理態勢を整備し、適正かつ効率的に業務を執行する。
 - (2) 「子会社管理規程」に基づき、関連事業に係る重要な方針、事項を監督し適切な指導・助言を行い、相互の健全な発展を推進する。
 - (3) 「子会社管理規程」に基づき、子会社等の統括管理を定め、事業計画の達成、法令及びその他事項の遵守、その他運用事項を監督する。
7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制
 - (1) 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程を整備し、適切な会計処理を行う。
 - (2) 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
 - (3) 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
 - (4) 財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかわる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。
8. 県中央会の業務監査、経営相談との連携
当組合の適切な内部統制の構築・運用を図るため、県中央会の業務監査、経営相談と連携する。

リスク管理基本方針等

組合員・利用者の皆さまに安心してＪＡをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。また、昨今の国際情勢をふまえ、マナー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当ＪＡではマネロン等対策を重要課題の１つとして位置付け、リスクに応じた対応を適切に講じています。

信用リスク管理方針

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡでは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店にリスク管理課を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実行し、資産の健全化に取り組んでいます。また、自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を上し、資産及び財務の健全化に努めています。

市場リスク管理方針

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク要因の変動により、資産・負債の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。当ＪＡでは、金利リスク、価格変動リスク等を的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通し等を考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催し、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。また、組織面では、業務部において市場部門および事務管理部門、総務部・総合企画部においてリスク管理部門を設置し、それぞれ相互けん制機能が働くように役割を明確化しています。

流動性リスク管理方針

流動性リスクとは、運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当ＪＡでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

オペレーショナル・リスク管理方針

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、従業員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスクのことです。

当ＪＡでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を理事会等で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

事務リスク管理方針

事務リスクとは、従業員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当ＪＡでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うために事務手続き等を整備するとともに、自主検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

システムリスク管理方針

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当ＪＡでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「システムリスク管理マニュアル」を策定しています。

法令遵守の体制

法令等遵守方針

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を守り、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点に立ち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

当組合は、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組むとともに、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

（管理態勢等）

１．当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、経営戦略における重要な課題の１つとして位置づけ、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう経営陣が管理態勢確立等について主導性を発揮し、フォワード・ルッキングなギャップ分析、組織横断的な対応の高度化、専門性や経験を踏まえた経営レベルでの戦略的な人員確保・教育・資源配分等を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

（マネー・ローンダリング等の防止）

２．当組合は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを国家公安委員会が公表している犯罪収益移転危険度調査書或其他ガイドラインを勘案し、適時・適切に特定・評価し、リスクに見合う低減措置を講じます。

（反社会的勢力等との決別）

３．当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力等による不当要求を拒絶します。

（職員の安全確保）

４．当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等に対して、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。（外部専門機関との連携）

５．当組合は、警察、公益財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

利用者保護等管理の体制

利用者保護等管理方針

当組合は、農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業の利用者（利用者になろうとする者を含む。以下同じ。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守する。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行っていく。

- 利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）および情報提供を適切かつ十分に行う。
- 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応する。
- 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じる。

4. 組合が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努める。
5. 組合との取引に伴い、組合の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努める。

個人情報保護方針

当組合は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を守ることが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、個人情報適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下同様とします。
また、当組合は、特定個人情報適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下、「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。
2. 特定個人情報とは、番号利用法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下同様とします。
3. 当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。
4. 当組合は、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。
5. 当組合は、個人情報を取得する際、適正な手段で取得するものとし、利用目的を、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知又は公表します。ただし、ご本人から書面で直接取得する場合には、あらかじめ明示します。
6. 当組合は、法令により例外と扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。
また、当組合は、番号利用法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。
7. 当組合は、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示・訂正・利用停止等に応じます。
8. 保有個人データとは、保護法第16条第4項に規定するデータをいいます。
9. 当組合は、取扱う個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。
10. 当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

情報セキュリティ基本方針

当組合は、組合員・利用者等の皆様のとの信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、情報資産を適正に取扱うため、不正アクセス行為の禁止等に関する法律、デジタル社会形成基本法その他の情報セキュリティに関する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な人的（組織的）・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないよう努めます。
3. 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

利益相反管理方針

当組合は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインに基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針（以下、「本方針」といいます。）を次のとおり定めるものとします。

1. 対象取引の範囲
本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当組合の行う信用事業関連業務、共済事業関連業務または金融商品関連業務にかかわるお客さまとの取引であって、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。
2. 利益相反のおそれのある取引の類型
「利益相反のおそれのある取引」の類型および主な取引例としては、以下に掲げるものが考えられます。
(1) お客さまと当組合の間の利益が相反する類型
(取引例)
○ 秘密保持契約を締結して特定部署が入手したお客さまの情報が他部署に漏洩し、他の取引に利用される場合。
○ 抱き合わせ販売や優越的地位の濫用等に該当する取引を行う場合。
(2) 当組合の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型
(取引例)
○ 農業法人等の買収において、当組合が買収側・被買収側双方と融資および助言・指導等の取引関係を有する場合や複数の農業法人に対して経営アドバイス等を行う場合。
○ 接待・贈答を受け、または行うことにより、特定の取引先との間で一般的な水準から乖離した水準で取引を行う場合。
3. 利益相反のおそれのある取引の特定の方法
利益相反のおそれのある取引の特定は、以下のとおり行います。
(1) 利益相反のおそれのある取引について、利益相反管理統括部署があらかじめ類型化します。
(2) 各部署においては、取引を行う際に、当該取引が利益相反のおそれのある取引として類型化された取引に該当するか確認します。
(3) 利益相反のおそれのある取引に該当すると判断した場合は、利益相反管理統括部署に報告します。
(4) 各部署で、利益相反のおそれのある取引に該当するか判断しかねる場合、または、類型には該当しないが利益相反のおそれのある取引に該当すると疑われる場合は、利益相反管理統括部署に相談します。
(5) 利益相反管理統括部署は各部署からの相談を受けて、各部署と協議のうえ（必要に応じて関係部署と協議）、当該取引が利益相反のおそれのある取引であるか特定を行います。
4. 利益相反の管理の方法
当組合は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。
(1) 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
(2) 対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法

- (3)対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法（ただし、当組合が負う守秘義務に違反しない場合に限ります。）
- (4)その他対象取引を適切に管理するための方法
5. 利益相反のおそれのある取引の記録および保存
利益相反の特定およびその管理のために行った措置については、当組合で定める内部規則に基づき適切に記録し、保存いたします。
6. 利益相反管理体制
(1)当組合は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当組合全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当組合の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。
(2)利益相反管理統括者は、本方針によって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。
7. 利益相反管理体制の検証等
当組合は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

金融商品の勧誘方針

当組合は、貯金・定期積金、共済およびその他金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組員・利用者の皆さまの商品利用目的並びに知識、経験、財産の状況及び意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど組員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明はしません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘を行うよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組員・利用者の皆さまからの苦問やご照会については、適切な対応に努めます。

金融円滑化にかかる基本方針

当組合は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性及び社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取組んでまいります。

1. 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性及び事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
2. 当組合は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるような努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
3. 当組合は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明及び情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的に丁寧に説明するよう努めます。
4. 当組合は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
5. 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みについて、関係する他の金融機関や日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、農業信用基金協会等との緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意し、お客さまの同意を前提に情報交換に努めます。
6. 当組合は、お客さまからの上述のうえの申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。
具体的には、
(1)組長以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
(2)企画総務管理担当常務を「金融円滑化管理責任者」として、当組合全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
(3)各総合支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各総合支店における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
7. 当組合は、本方針に基づく金融円滑化管理体制について、その適切性及び有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

お客様本位の業務運営に関する取り組み方針

J Aグループは、食と農を基軸として地域に根ざした協同組合として、助け合いの精神のもとに、持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現を理念として掲げています。

当組合ではこの理念のもと、2017年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、当組合の経営理念である「信頼」「貢献」「挑戦」を全ての役職員が共有し、お客さま一人ひとりの一生を通じた安定的な資産形成の実現を目指した件主者となるため、以下の取り組み方針を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取り組みの状況を定期的に公表するとともに、よりお客さま本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直ししてまいります。

【注】 共済事業は当組合と全国共済農業協同組合連合会（以下、J A共済連）が、共同で事業運営しております。J A共済連の「組員・利用者の本位の業務運営に関する取組方針等」は、J A共済連のホームページをご参照ください。原則6（注6.7）

1. お客さまへの最適な金融商品、共済仕組み・サービスの提供
(1) 金融商品
お客さまへ提供する金融商品は、安定した運用をいただくため、長期投資を前提とした商品に限定し、特定の投資運用会社に偏ることなく、お客さまの資産形成に資することを目的に選定します。また、当該商品を組成する投資運用会社については、プロダクトパフォーマンスの実効性が確保されている事を確認し選定をします。取扱全体で組員・利用者の最善の利益を実現するために、J Aバンク全体として、金融商品を購入した組員・利用者の属性および販売状況に関する情報等を投資運用会社に提供するなど情報提供を行います。
なお当組合は、金融商品の組成に携わっておりません。【原則2本文および（注）、原則3（注）、原則6本文および（注2、3、6、7）補充原則1～5本文および（注）】
(2) 共済仕組み・サービス
お客さまとの対話を通じて明確になった、生活や農業を取巻く様々なリスクに対し、安心して備えられるようお客さまのご意向と実情に沿った最良・最適な共済仕組み・サービスを提供します。
また、契約にご加入後は定期的にお客さまご契約内容の確認等を実施し、利便性の向上を実現してまいります。
なお、当組合は、市場リスクを有する共済仕組み（例：外貨建て共済）は提供しておりません。【原則2 本文および（注）、原則3（注）、原則6 本文および（注2、3）、補充原則1～5本文および（注）】
2. お客さま本位の提案と情報提供
(1) 信用の事業活動
①お客さまの金融知識・経験・財産、ライフプランやリスク許容度をご確認させていただいたうえで、お客さまにふさわしい商品を

ご提案し、属性・適合性を判断したうえで販売いたします。【原則2本文および（注）、原則5本文および（注1～5）、原則6本文および（注1、2、3、4、5）】

②お客さまに提供する金融商品・サービスに関する重要な情報を簡潔に記載し、分かりやすい情報提供を行うために「重要情報シート」を活用いたします。【原則4、原則5本文および（注1～5）、原則6本文および（注1、2、4、5）】

③金融商品のお申込に際し、お客さまにご負担いただく手数料について、十分にご理解いただいたうえで投資判断いただけるよう、分かりやすくご説明するように取り組んでまいります。【原則4、原則5本文および（注1～5）、原則6本文および（注1、2、4、5）】

④金融商品をご購入いただいた後も、定期的な訪問活動を通じて、保有資産の状況やお客さまのライフイベント等に合った、適時適切な情報を提供いたします。【原則2本文および（注）、原則5本文および（注1～5）、原則6本文および（注1、2、4、5）】

(2) 共済の事業活動

①お客さまへチラシや端末を活用し、各種公的保険制度等の情報提供を行い、一人ひとりの加入目的・ライフプランに応じた最適な保障・サービスを提案いたします。

②共済のご加入にあたっては、必ずお客さまのご意向を的確に把握・確認させていただき、ご加入いただく保障内容をご理解・ご納得いただけるよう、重要事項説明（契約概要・注意喚起事項）を実施いたします。なお、共済のご加入にあたり、共済掛金以外に負担いただく手数料等はありません。

③各種手続きの実施にあたっては、お客さまに分かりやすいご説明を心がけるとともに、日々の接点を通じてより安心いただけるアフターフォロー（共済金の請求や異動・事故受付等の各種手続き等）を実施いたします。

【原則4、原則5 本文および（注1～5）、原則6 本文および（注1、2、4、5）】

(3) 信用・共済共通

特にご高齢のお客さまに対しては、原則としてご家族等の同意を求め、ご家族も含めて十分にご納得・ご満足いただけるよう、きめ細やかな対応を行います。原則5 本文および（注1～5）、原則6 本文および（注1、2、4、5）】

3. 利益相反の適切な管理

(1) お客さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づく利益相反管理統括部署による定期的な検証により、利益相反の管理を行います。【原則3本文および（注）】

4. お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と販売体制の整備

(1) お客さまの信頼を獲得し、満足していただける金融商品・共済仕組み・サービスが提供できるよう、職業倫理の醸成や専門知識の習得など、コンサルティング機能強化のため継続・定期的な研修等による人材育成に取組んでおります。具体的には、誠実・公正な業務を遂行するため、下記の資格取得を推奨し、資格取得支援として、受験料の助成、通信教育講座の受講料助成、お客さまの立場に立った提案や情報提供を行うための研修体系を構築しております。

<取得を推奨する資格>

- ① 信用事業
 - ・証券外務員
 - ・資産形成アドバイザー
- ② 共済事業
 - ・J A共済連の主催する推進担当者認証制度
 - ・J A共済連の主催するライフアドバイザー 認証資格
 - ・J A共済連の主催するスマイルサポーター 認証資格
- ③ 信用・共済共通
 - ・AFP資格

【原則2 本文および（注）、原則6（注5）、原則7 本文および（注）】

5. お客さまの利便性の向上

(1) 商品・サービスの説明をさせて頂く時間帯・場所等については、お客さまのご希望に沿うように努めます。

【原則2 本文および（注）】

(2) 当組合は、お客さまからいただいた「声（お問合せ・ご相談・ご要望・苦情など）」を誠実に受け止め、業務改善に努めます。

【原則2 本文および（注）】

（※）上記の原則および注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」（2024年9月改訂）との対応を示しています。

経営者保証にかかる取組方針

当JAは、経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会および日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、当JAは本ガイドラインを尊重し、遵守するための態勢整備を実施致しました。

当JAは、今後、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めてまいります。

■本ガイドラインの詳細については、以下URLをご覧ください。

●全国銀行協会 <https://www.zenginkyo.or.jp>

●日本商工会議所 <https://www.jcci.or.jp>

●融資と保証締結までのフロー

①融資申込⇒②ガイドラインに関する説明⇒③経営者保証の必要性を検討⇒④保証契約の説明と保証意思確認

⇒⑤融資実行 保証契約締結

●取組方針の内容

1. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進について

法人個人の一体性の解消等が図られている（例：資産、経理が明確に分離されている、法人と経営者の間の資金のやりとりが社会通念上適切な範囲を超えていない等）、あるいは、解消等を図ろうとしている農業者等から資金調達の要請を受けた場合には、当該法人の経営状況、資金使途、回収可能性等（例：法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る等）を分析し総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性、代替的な融資手法を活用する可能性について、取引先の意向を踏まえた上で、検討します。

2. 経営者保証の契約時の対応について

(1) 農業者等との間で保証契約を締結する場合には、主たる債務者と保証人に対し、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。

(2) 保証金額の設定については、農業者法人等の各ライフステージにおける取組意欲を阻害しないよう、形式的に保証金額を融資額と同額とはせず、保証人の資産及び収入の状況、融資額、主たる債務者の信用状況、物的担保等（例：経営者等から十分な物的担保の提供がある等）の状況、主たる債務者及び保証人の適時適切な情報開示姿勢等を総合的に勘案して設定します。

3. 既存の保証契約の適切な見直しについて

(1) 農業者等から既存の保証契約の解除または変更等の申し入れを受けた場合には、改めて経営者保証の必要性等の検討を行うとともに、その検討結果について主たる債務者及び保証人に対し、丁寧かつ具体的な説明を行います。

(2) 事業継承が行われた時、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、保証契約の必要性について改めて検討するとともに、その結果について主たる債務者及び後継者に対して丁寧かつ具体的な説明を行います。

また、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、保証契約の解除について適切に判断します。

4. 経営者保証を履行する時の対応について

経営者保証における保証債務を履行する場合には、保証人の手元に残すことができる残存資産の範囲について、必要に応じ支援専門家と連携しつつ、保証人の保証履行能力、経営者たる保証人の経営責任、破産手続における自由財産の考え方や標準的な世帯生計費の考え方との整合性等を総合的に勘案して決定します。

金融ADR制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当組合では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

【当組合の苦情等受付窓口】

本店 業務部（信用事業） 電話番号：0573-78-0125

本店 業務部（共済事業） 電話番号：0573-78-0126

本店 総務部リスク管理課 電話番号：0573-78-0164

上記のほか、各支店窓口でも受け付けています。

受付時間：午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く。）

② 紛争解決措置の内容

当組合では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

お客様が外部の紛争解決機関を利用して解決を図ることを希望される場合は、紛争解決措置として次の弁護士会を利用できます。

弁護士会の利用に際しては、①の窓口またはJAバンク相談所（一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所、電話：03-6837-1359）にお申し出ください。

【お客様がご利用可能な弁護士会】

名 称	電話番号	受 付 日	受付時間
岐阜県弁護士会示談あっせんセンター	058-265-0020	月～金（祝日、年末年始を除く）	9:00～17:00
愛知県弁護士会紛争解決センター	052-203-1777	月～金（祝日、年末年始を除く）	10:00～16:00

（注）お盆等が休日になる場合があります。詳しくは弁護士会にご確認ください。

・共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構 <https://www.jibai-adr.or.jp/>

（公財）日弁連交通事故相談センター <https://n-tacc.or.jp/>

（公財）交通事故紛争処理センター <https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR <https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

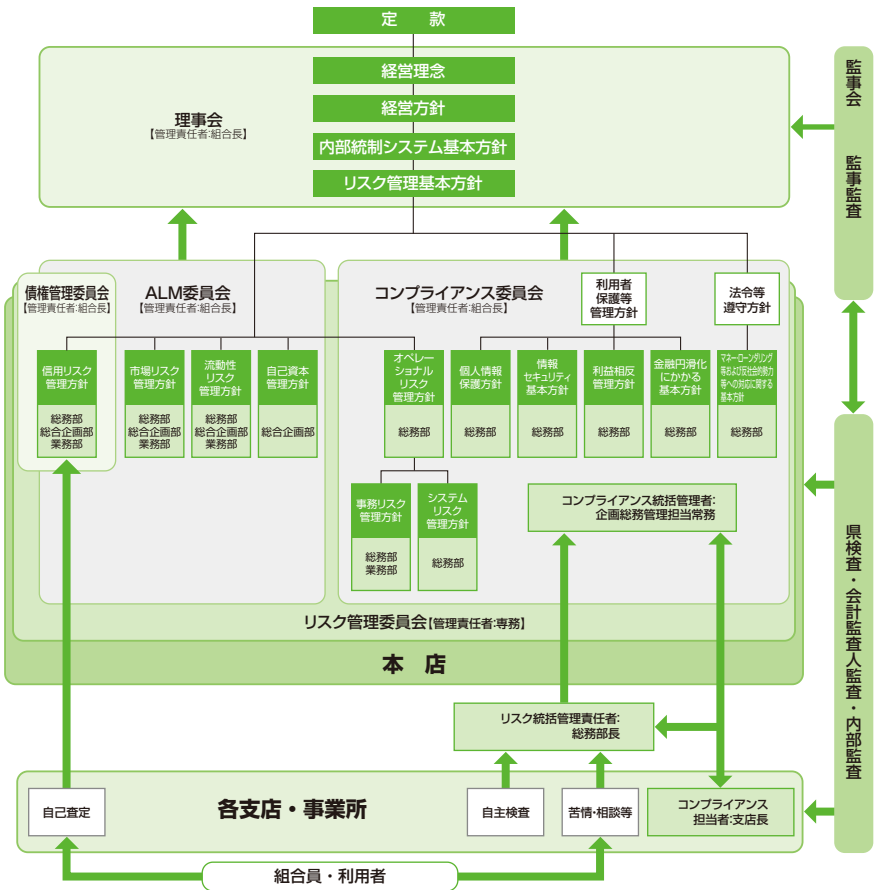
各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧ください。①の窓口にお問い合わせください。

内部監査体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本店・支店等のすべてを対象とし、理事会で承認された年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、適時に被監査部門の改善取り組み状況についてもフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講ずることとしています。

リスク管理体系図



自己資本の状況

自己資本管理方針

自己資本管理とは、自己資本充実に関する施策の実施、自己資本充実度の評価及び自己資本比率の算定を行うことです。

当ＪＡでは、内部留保の積み増しにより、自己資本の充実に努めており、自己資本比率が国際統一基準の8%を大きく上回っています。

また、「自己資本比率算出要領」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、系統BISシステムにより、自己資本比率を的確に算出しています。

なお、組織面では、事業推進部門から独立した企画管理担当部署が自己資本比率を算出し、けん制機能が発揮される態勢を整備しています。

自己資本比率の状況

当ＪＡでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者の皆さまのニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和8年3月末における自己資本比率は、14.29%となりました。

経営の健全性の確保と自己資本の充実

当ＪＡの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	東美濃農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	2,680百万円（前年度 2,685百万円）

当ＪＡでは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当ＪＡが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、平成19年度から、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております。

主な事業の内容

信用事業

信用事業は、貯金、貸出、為替等、いわゆる銀行業務を行っています。この信用事業は、ＪＡ・信連・農林中金という三段階の組織が有機的に結びつき、「ＪＡバンク」として大きな力を発揮しています。

貯金業務

組合員をはじめとした、地域の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座等の各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、県税、市税等のお支払い、年金のお受け取り、給与振込、ＪＡネットバンク等もご利用いただけます。

主な貯金商品のご案内

貯金の種類		しくみと特色	期 間
普通貯金		日常の入出金をはじめ、公共料金の自動支払い、給与・賞与の振込みや配当金、年金の自動受取り等にご利用いただけます。	出し入れはいつでも自由
	(決済用貯金)	決済用貯金については無利息となりますが、貯金保険制度により全額保護されます。	
総合口座		使う・貯める・借りの3つの機能を一冊の通帳にセットした口座です。普通貯金に定期貯金を担保とする当座貸越ができます。	
貯蓄貯金		使いみちの決まらないお金を預けて増やしながら、いつでも使える貯金です。	
当座貯金		お支払いに手形・小切手または当組合所定の払戻請求書によりお使いいただく貯金です。	
納税準備貯金		納税期にあわせて納税資金の準備にご利用いただけます。お利息には税金がかかります。	入金は自由 お引き出しは納税期
通知貯金		まとまった資金の短期運用にご利用いただけます。	7日以上
定期貯金	自由金利型定期貯金(スーパー定期)	市場実勢を反映した自由金利型の商品です。	1カ月以上5年以内 (定型方式、満期日指定方式のいずれも可)
	自由金利型定期貯金(大口定期)	1,000万円以上の大口資金の運用に最適な商品です。	
	期日指定定期貯金	最長預入期限は3年、1年の据置期間後なら、ご自由に満期日の指定ができるほか、一部支払いの取扱いもできます。	最長3年 (据置期間1年)
	変動金利定期貯金	市場実勢を反映して、6カ月ごとに金利が変更される自由金利型の商品です。	1、2、3年 (単利型、複利型のいずれも可)
積立式定期貯金		「定期」と「積立」2つの良さをプラスし、毎月の積立を期日指定定期貯金またはスーパー定期でお預かりします。	エンドレス型(期間は自由) 満期型(6ヵ月以上10年以内) 年金型(12ヵ月以上)
財形貯金	一般財形貯金	勤労者の財産づくりのための貯金で、お預け入れは給与等からの天引きですの で、無理なく確実に財産形成ができます。	3年以上
	財形住宅貯金	住宅取得や増改築のための財形貯金です。財形年金貯金と合わせて550万円まで非課税扱いで、課税扱いもできます。	5年以上
	財形年金貯金	受取期間を自由に設定(5年～20年)できる年金タイプの財形貯蓄です。財形住宅貯金と合わせて550万円まで非課税扱いで、課税扱いもできます。	
定期積金	定額式	ライフプランに合わせて毎回一定額を掛け込む積金です。 掛込間隔は1、2、3、6ヵ月よりご自由にお選びいただけます。	6ヵ月以上5年以内
	目標式	最初に目標額(満期お受取額)を定めて、毎回一定額を掛け込む積金です。 掛込間隔は1、2、3、6ヵ月よりご自由にお選びいただけます。	

貸出業務

地域の金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。また、地域金融機関の役割として、地域の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体・地元企業の皆さまにも必要な資金を融資し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取扱っています。

主なローン商品のご案内

融 資 の 種 類	資 金 使 途	融 資 期 間	融 資 金 額
農業者の皆さまのための資金	アグリサポート資金	詳細は窓口へ お尋ねください。	詳細は窓口へ お尋ねください。
	農業企業化資金		
	担い手支援資金		
	営 農 資 金		
住宅資金のためのローン	住 宅 ロ ー ン	3年～50年以内	10万円～ 2億円以内
	リフォームローン	6か月～20年以内	10万円～ 1,500万円以内
	賃貸住宅ローン	1年～30年以内	100万円～ 4億円以内
教育資金のためのローン	教 育 ロ ー ン	6か月～16年10か月以内	10万円～ 1,000万円以内
	教育カードローン	1年毎に自動更新	10万円～ 700万円以内
生活資金のためのローン	マイカーローン	6か月～15年以内	10万円～ 1,000万円以内
	フ リ ー ロ ー ン	6か月～10年以内 (据置期間含む)	10万円～ 1,000万円以内
	カ ー ド ロ ー ン	1年毎に自動更新	10万円～ 300万円以内
事業者の皆さまのための資金	事 業 資 金	30年以内	個人・団体 2億円以内 法人 5億円以内

為替業務

全国のＪＡ・信連・農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫等の各店舗と為替網で結び、当ＪＡの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできる内国為替をお取り扱いしています。

投資信託窓口販売

当ＪＡの各支店で、国内外の投資信託商品を取り扱っています。

毎月一定額を購入する「投信つみたてサービス」も取り扱っています。

国債窓口販売

当ＪＡの各支店で、国債（新窓販国債、個人向け国債）の窓口販売のお取り扱いをしています。

無料相談

年金・税務・法律の無料相談日を設けるほか、土地の有効活用相談等も行っています。

種 類	内 容
年 金 相 談	社会保険労務士による年金の無料相談を行っています。
税 務 相 談	顧問税理士による税務の無料相談（確定申告や相続等）を行っています。
法 律 相 談	顧問弁護士による法律の無料相談（家庭内の悩み、その他トラブル）を行っています。

サービス・その他

当ＪＡでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取り、各種自動支払いや事業者の皆さまのための給与振込サービス、自動集金サービス等のお取り扱いをしています。また、全国のＪＡでの貯金の出し入れや銀行、信用金庫、ゆうちょ銀行、コンビニ等でも現金の引き出しができるキャッシュサービス等、さまざまなサービスのお取り扱いをしています。

主なサービス

種 類	し く み と 特 色
給 与 振 込 サ ー ビ ス	毎月の給与・賞与をＪＡの貯金口座をご指定いただくことによって自動的にお受け取りになれます。
年金・配当金等自動受取りサービス	年金、販売代金、証券元金、株式配当金等をＪＡの貯金口座をご指定いただくことによって自動的にお受け取りになれます。
自動支払いサービス	公共料金、税金、学校授業料、ＪＡカード利用代金等の各種支払代金をＪＡの貯金口座をご指定いただくことによって自動的にお支払いになれます。
公 金 納 付 サ ー ビ ス	県民税・事業税・自動車税・不動産取得税等の県公金、市町村民税・固定資産税・国民健康保険料等の市町村公金の納付のお取扱いをいたします。このほかに、法人税・所得税等の国税・歳入金のお取扱いもいたします。
自動振替サービス	定期的にご集金の販売代金、賃賃料、会費等をお支払い人の貯金口座から引き落としてご指定口座へ自動的にご入金いたします。
キャッシュサービス	ＪＡのキャッシュカード１枚で、県内はもちろん全国のＪＡキャッシュコーナーで現金のお引き出し、残高照会等がご利用いただけます。また、提携銀行・郵便局等のキャッシュコーナーでも現金のお引き出し、残高照会ができる大変便利なサービスです。
Ｊ Ａ カ ー ド	ショッピングやレジャー、海外旅行まで国内はもちろん世界各国の加盟店でご利用になれるＪＡのクレジットカードです。
デビットカードサービス	ＪＡのキャッシュカードを、デビットカード加盟店の端末に差し込み、暗証番号を入力するだけで、お買い物やご飲食のお支払代金が入即時にお客様の口座から引き落とされます。お手持ちのＪＡキャッシュカードが、今すぐデビットカードとしてご利用いただけます。
アンサーサービス	パソコン、ホームユース端末により、残高照会、入金金明細通知や振込、振替等のサービスが受けられます。
Ｊ Ａ ネットバンク	窓口やＡＴＭに行かなくても、ご自宅やお勤め先等のインターネットに接続されているパソコン・スマートフォンからアクセスするだけで、平日・休日・夜間を問わず、残高照会や振込み、振替等の各種サービスがお気軽にご利用いただけます。
法人ＪＡネットバンク	残高照会・振込・振替はもちろん、一回の操作でまとめて給与振込や口座振替等がオフィスのインターネットに接続されているパソコンでご利用いただけます。
ＪＡバンクアプリプラス	インターネットに接続可能なスマートフォンから、ＪＡネットバンク機能に加え、新規口座開設、自宅住所・電話番号変更等の機能がご利用いただけます。
Ｊ Ａ バンクアプリ	インターネットに接続可能なスマートフォンから、投資信託取引、普通預金・定期貯金等の残高照会、入出金明細照会等がご利用いただけます。
Ｊ Ａ ひ が し め の ポ イ ン ト サ ー ビ ス	お取引内容により、提携ＡＴＭ（セブン銀行・イーネット・ローソン銀行・ゆうちょ銀行）の入出金手数料が毎月１～５回分、個人・Ｂ振込手数料が毎月１回分無料になります。詳しくは、お近くの支店・営業所窓口までお問い合わせください。

手数料一覧

◆振込手数料

振込形態			当ＪＡ 同一店舗宛	当ＪＡ 本支店宛	他金融機関宛
電 信 振 込	窓口	３万円未満	１１０円	２２０円	５５０円
		３万円以上	２２０円	３３０円	７７０円
	ＡＴＭ	３万円未満	無料	無料	系統宛 ３３０円 系統宛 １１０円
		３万円以上	無料	無料	系統宛 ５５０円 系統宛 ３３０円
	ＪＡネットバンク	３万円未満	無料	無料	系統宛 ２２０円 系統宛 １１０円
		３万円以上	無料	無料	系統宛 ３３０円 系統宛 ２２０円
	法人ＪＡネット バンク (郵便振込)	３万円未満	無料	無料	系統宛 ２２０円 系統宛 １１０円
		３万円以上	無料	無料	系統宛 ３３０円 系統宛 ２２０円
	法人ＪＡネット バンク (組合振込)	３万円未満	無料	無料	系統宛 ２２０円 系統宛 １１０円
		３万円以上	無料	無料	系統宛 ３３０円 系統宛 ２２０円
	窓口総合振込 (ＤＶＤ等利用含む)	３万円未満	１１０円	１１０円	３３０円
		３万円以上	２２０円	２２０円	５５０円
給 与 振 込 手 数 料	窓口	３万円未満	無料	１１０円	系統宛 ２２０円 系統宛 １１０円
		３万円以上	無料	２２０円	系統宛 ４４０円 系統宛 ２２０円
	定時自動送金	３万円未満	無料	無料	系統宛 ２２０円
地方税 取扱 手数料	窓口	—	—	１１０円	２２０円
		—	—	２２０円	４４０円
	法人ＪＡネットバンク	—	—	無料	無料
当ＪＡが取扱金融機関に指定されている地方税	—	—	—	無料	—
		—	—	無料	—
当ＪＡが取扱金融機関に指定されていない地方税	—	—	—	—	—
		—	—	—	—

(税込) ◆代金取立・振込その他手数料

種類		手数料	
代金取立	電子交換所※	当ＪＡ本支店宛	１件につき 440円
		系統・他行宛	１件につき 660円
	個別取立	普通扱い	１通につき 1,100円
		至急扱い	１通につき
その他	振込の相戻料	振込の訂正料	１件につき 1,100円
			１件につき 660円
	不渡手形返却料		１通につき 1,100円
	取立手形相戻料		１通につき 1,100円
	取立手形店頭至示料		１通につき 1,100円

※上記を超える経費を要する場合はその実費を申し受けます。
※電子交換所取扱は、令和８年度３月末で終了します。

【令和8年7月末現在】

◆アンサーサービス利用料 (サービス別月額利用料)

利用機器	通知	照会	資金移動
パソコン	—	1,650円	1,650円
ホームユース端末	—	1,650円	1,650円

◆法人J Aネットバンク

サービスの内容	月額利用料
照会 振込(リアル系取引)	1,100円
上記サービス及びデータ伝送サービス(総合振込・給与振込・口座振替)	1,650円

◆両替手数料

持込または持帰りの硬貨・紙幣のうち多い枚数(ただし、新規発行される記念硬貨の交換は無料)

紙幣・硬貨の合計枚数	手数料
1枚～100枚	無料
101枚～500枚	550円
501枚～1,000枚	1,100円
1,001枚以上	500枚毎に550円加算

円貨両替手数料の対象は以下の通りです。

- ①当組合の組合員様(個人・法人・団体)で、ご本人(代理人/理人提出された先を含む。)が持参され、1日1回のみ無料とします。なお、2回目以降は初回分の枚数を超過した手数料が必要となります。
- ②同日に複数回に分けて持込された場合、初回および2回目以降の枚数を通算します。
- ③高額通貨から低額通貨への両替 ④低額通貨から高額通貨への両替
- ⑤同一金種間の両替(新券含む) ⑥低額金種を指定した場合の出入
- ⑦実質両替とみなされる入出金 ⑧「あるだけ両替」は全ての方が有料となります。
- ⑨手数料は持込された硬貨・紙幣からの差引にてお支払いをご通下さい。

◆現金整理手数料

(税金の納付・募金または義援金の振込を除いた全てのお取引が対象となります。)

持込硬貨・紙幣の枚数

紙幣・硬貨の合計枚数	手数料
1枚～100枚	無料
101枚～500枚	550円
501枚～1,000枚	1,100円
1,001枚以上	500枚毎に550円加算

現金整理手数料の対象は以下の通りです。

- ①当組合の組合員様(個人・法人・団体)で、ご本人(代理人/理人提出された先を含む。)が持参され、ご本人を義の当組合口座入金に金入れの場合、1日1回の無料とします。なお、2回目以降は初回分の枚数を超過した手数料が必要となります。
- ②同日に複数回に分けて持込された場合は、初回および2回目以降の枚数を通算します。
- ③「あるだけ入金」はすべての方が有料となります。
- ④実質両替とみなされる入金
- ⑤1万円札を除く紙幣・硬貨の合計枚数が手数料の対象となります。

◆伝票持込手数料

種類	枚数区分	手数料
入金・出金伝票(依頼書伝票合計枚数(件)数(ただし、JORE伝票枚(枚)数を合算しない))	6枚(件) 未満	1件につき 無料
	6枚(件) 以上	1件につき 110円

※(例) 伝票枚数が6枚の場合、伝票持込手数料は660円となります。

◆口座振替・定時自動処理手数料

種類	枚数区分	手数料
口座振替手数料	窓口処理を要するもの	110円
	DVD等媒体	55円
	法人ネットバンク	55円
	定時自動集金	55円
定時自動送金処理手数料(振込手数料別途)	校納金	55円
		55円

※上記手数料は新規契約及び既契約更新時から適用します。

◆事務処理手数料

種類	手数料
DVD等の電子媒体持込み	1件につき 2,200円
口座振替データの紙媒体の持込み	1件につき 2,200円

◆その他の諸手数料

種別	手数料
残高証明書発行手数料	当JA所定様式 1通につき 440円
	都度発行 1通につき 550円
	相続用 1通につき 550円
	任意様式 監査法人指定 1通につき 3,300円
取引履歴明細書発行手数料(注1)	その他任意様式 1通につき 1,100円
	1枚につき 110円
再発行手数料(注2)	証書 1通につき 1,100円
	通帳 1冊につき 1,100円
	キャッシュカード(一体型除く)(注4) 1枚につき 1,100円
	ローンカード 1枚につき 1,100円
未利用口座管理手数料(注3)	1口座(年間) 1,320円
株式払込事務取扱手数料	1件につき 22,000円
出資払込事務取扱手数料	1件につき 22,000円

(注1) 100枚を超える場合は、上原金額を11,000円とします。

(注2) 名義変更等による通帳・キャッシュカード・証書の再発行は以下の通りとします。

- ①相続、改姓の場合、1件あたり 0円
- ②代表者変更の場合1顧客番号あたり 110円
- ③損失の場合 1,100円

(注3) 令和3年10月1日以降に開設された普通貯金・貯蓄貯金口座(貯金残高1万円未満)が対象となります。

(注4) J Aカード一体型は三菱UFJニコス(株)所定の手数料が必要となります。

◆融資業務

種別	手数料
証明書発行手数料	残高証明書(注1) 1通につき 440円
	都度発行 1通につき 550円
	融資証明書(注2) 1通につき 1,100円
	その他証明書 1通につき 1,100円
事務手数料	本人 住宅関連資金・賃貸住宅資金(保証機関付) 1件につき 33,000円
	本人以外(注4) 1件につき 11,000円
	電子+SNS利用(本人)(注5) 1件につき 1,100円
	電子+SNS利用(本人)(注5) 住宅関連資金・賃貸住宅資金以外のローン(貯金担保・共同担保貸付を含む。) 1件につき 550円
	本人/親定額利用(本人) 1件につき 2,100円
	本人/親定額利用(本人)(注4) 1件につき 1,540円
	書面契約の場合 住宅関連資金・賃貸住宅資金(保証機関付) 1件につき 33,000円
	上記を除く不動産担保設定するもの 住宅関連資金・賃貸住宅資金以外のローン(保証機関付、住宅担保、共同担保貸付を含む。) 1件につき 55,000円
繰上返済手数料	住宅関連資金および賃貸住宅資金 1,000万円以上 1回につき 55,000円
	100万円以上1,000万円未満 1回につき 33,000円
	(貯金・共同担保、J Aファミリーバンク) 100万円未満(月1回)(注6) 1回につき 5,500円
	上記以外のローン等 1回につき 5,500円
条件変更手数料	J Aネットバンクの場合(注7) 1回につき 無料
	利率・償還条件 電子契約(GMS利用)の場合(注8) 1回につき 4,400円
	電子契約(本人/親定額利用)の場合(注8) 1回につき 5,500円
	書面契約の場合 1回につき 5,500円
その他手数料	ローンカード 発行 1枚につき 無料
	再発行 1枚につき 1,100円
	質権設定 1件につき 1,100円
	法務局(登記簿サービスでの調査・インターネット)(注9) 1筆・棟 550円
	郵送手数料(注10) 1件につき 550円
	その他調査(行政機関、法務局等)(注9) 1筆・棟 1,100円

(注1) 住宅取得除にご利用される場合は無料となります。但し、再発行の場合は上記手数料をいただきます。

(注2) 住宅関連資金・賃貸住宅資金(保証機関付)に係る農林許可・施行業者への証明の場合は無料となります。

(注3) 但し、再発行の場合は上記手数料をいただきます。

(注4) 電子契約は印刷紙がかりません。なお、書面契約は別途印刷紙がかかります。

(注5) 本人以外の方とは、連帯債務者、連帯保証人、担保提供者であり、1名につき人数分の上記手数料をいただきます。

(注6) SMS(ショートメッセージサービス)とは携帯電話の電話番号を用いてメッセージのやり取りが可能な機能のことです。

別途、保証機関の手数料が必要となります。詳しくはJA窓口にお問合せください。

(注7) 月2回目からは2の手数料をいただきます。

(注8) 繰上返済1回あたりの返済上原額は現在残高の10%(円未満切り捨て)返済上限額は100,000円となります。

(注9) 特約更新・利率変更のみの取扱いとなります。

(注10) 公図等で枚数の事が表示されるものは取得枚数により手数料を算出します。

(注11) 未到着日より再度郵送となる場合は再度上記の手数料をいただきます。

ATMご利用手数料一覧(消費税込)※7 <岐阜県下JJA/バンクのキャッシュカードをご利用の場合>

【令和8年7月末現在】

ATMご利用サービス		JJA/バンク	JFマリンバンク	セブン銀行	イーネット	ローソン銀行	ゆうちょ銀行	大垣共立銀行	十六銀行	三菱UFJ銀行	MICS提携金融機関
取振時間※1		入出金	出金	入出金	入出金	入出金	入出金	出金	出金	出金	出金
平日	稼働開始～8:45			220円	220円	220円	220円			110円	
	8:45～18:00			110円	110円	110円	110円	無料	無料	無料	110円
	18:00～稼働終了			220円	220円	220円	220円	110円	110円	110円	220円
土曜日	稼働開始～9:00			220円	220円	220円				110円	
	9:00～14:00			110円	110円	110円	220円	110円	無料	110円	220円
	14:00～稼働終了			220円	220円	220円			110円		
日曜日 祝日	終日			220円	220円	220円	220円	110円	110円	110円	220円

なお、土曜日が祝日と重なる場合は、日曜日・祝日のご利用手数料となります。また、1月2日・1月3日のご利用手数料は、祝日と同額となります。

12月31日のご利用手数料は、お取引JJAにご確認ください。

※1 ご利用の金融機関、店舗によりATM等の稼働日・稼働時間が異なります。

※2 セブン銀行ATMは、全国のセブンイレブン、イトーヨーカドー等でご利用いただけます。

※3 イーネットATMは、全国のファミリーマート等に設置の「イーネット（E-net）ATMマーク」のあるATMでご利用いただけます。

※4 ローソン銀行ATMは、全国のローソン等に設置の「ローソン銀行ATMマーク」のあるATMでご利用いただけます。

※5 MICS（全国キャッシュサービス）とは、民間金融機関（9業態）相互間のCD・ATMオンライン提携ネットワークをいいます。

※6 ご利用の金融機関により、手数料が異なる場合があります。詳しくは、ご利用ATMの掲示等でご確認ください。

※7 お取引内容により、提携ATM（セブン銀行、イーネット、ローソン銀行、ゆうちょ銀行）の入出金手数料が、毎月1～3回分無料になります。

詳しくはお近くの支店・営業所窓口までお問い合わせください。

ATM設置一覧

【令和8年7月末現在】

設置場所	硬貨 ※1	振込 ※2	ペイジー ※3	所在地	稼働時間※5		
					平日	土曜日	日曜日・祝日
本 店		●	●	中津川市茄子川1646-19	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00
中 津 川 支 店		●	●	中津川市新町5-13	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00
苗 木 支 店		●	●	中津川市苗木1711-6	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00
落 合 支 店		●	●	中津川市落合873	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00
坂 本 支 店	●	●	●	中津川市千旦林1450-2	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00
阿 木 支 店		●	●	中津川市阿木190	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00
恵 那 北 部 支 店		●	●	恵那市笠置町姫栗1344-4	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00
中 野 方 営 業 所		●	●	恵那市中野方町1796-14	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00
恵 那 西 支 店		●	●	恵那市武並町竹折1087-1	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00
三 郷 営 業 所		●	●	恵那市三郷町佐々良木1463-1	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00
恵 那 支 店	●	●	●	恵那市長島町中野一丁目10-1	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00
岩 村 支 店		●	●	恵那市岩村町770-16	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00
山 岡 支 店		●	●	恵那市山岡町上手向582-1	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00
明 智 支 店		●	●	恵那市明智町875	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00
上 村 支 店		●	●	恵那市上矢作町1880-4	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00
蛭 川 支 店		●	●	中津川市蛭川2318-9	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00
坂 下 支 店		●	●	中津川市坂下734-7	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00
加 子 母 支 店		●	●	中津川市加子母3741-3	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00
付 知 支 店	●	●	●	中津川市付知町10219-8	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00
福 岡 支 店	●	●	●	中津川市福岡927-5	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00
店 舗 外 設 置							
中 津 川 市 役 所 ※5		●	●	中津川市かやの木町2-1	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00
ルビットタウン中津川 ※4				中津川市淀川町3-8	10:00～21:00	10:00～21:00	10:00～21:00
中津川グリーンセンター ※5		●	●	中津川市手賀野340-1	9:00～18:00	9:00～18:00	9:00～18:00
パ ロ ー 苗 木 店		●	●	中津川市苗木4892	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00
えなグリーンセンター ※5		●	●	恵那市長島町永田579	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00
加子母経済センター ※5		●	●	中津川市加子母1445-6	8:30～17:30	*	*
神坂キャッシュコーナー	●	●		中津川市神坂144-1	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00
飯地キャッシュコーナー	●	●		恵那市飯地町153-5	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00
東野キャッシュコーナー ※5	●	●		恵那市東野1342-1	8:45～17:00	*	*
串原キャッシュコーナー	●	●		恵那市串原3171	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00
下野キャッシュコーナー ※5		●	●	中津川市下野285	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00

※1 硬貨での入出金対応時間は平日の9:00～17:00となります。

※2 ATMでの振込には、キャッシュカードが必要です。

※3 ペイジー（Pay-easy）とは、税金等の支払いをATM等から支払うことができるサービスです。

※4 ルビットタウン中津川の休業日は稼働しておりません。

※5 該当店舗外設置ATM（キャッシュコーナー）の営業を令和8年8月末で終了します。

※6 *印は稼働しておりません。年末年始は稼働時間が変更になります。

共済事業

J A共済は、J Aが行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆さまの暮らしをサポートするために、「ひと・いえ・くるま」の総合保障を提供しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

主な仕組みのご案内

種 類		特 色	加入(年齢)範囲
長 期 共 済	終 身 共 済	一生にわたって万一のときを保障するプランです。ニーズに合わせて、特約を付加することにより保障内容を自由に設計することもできます。	0歳〜75歳
	引受緩和型終身共済	一生にわたって万一のときを保障するプランです。健康に不安がある若年層から中高年層の終身保障ニーズに幅広く対応するため、加入しやすい仕組みです。	18歳〜80歳
	一時払終身共済 (平28.10)	簡単な告知でご加入できる終身共済です。まとまった掛金を一括してお支払いいただくことで、一生にわたって万一のときを保障します。	0歳〜90歳
	生存給付特附 一時払終身共済(平28.10)	一生にわたって備えられる万一の保障とともに、生前贈与としてご利用いただける幅広い保障です。	0歳〜75歳
	予定利率変動型 年金共済 「ライフロード」	老後の生活資金準備のためのプランです。医師の診査なしの簡単な手続きでご加入できます。また、最低保証予定利率が設定されているので安心です。	18歳〜85歳 (税制適格特約付は18歳〜80歳)
	養 老 生 命 共 済	一定期間の万のときの保障とともに、貯蓄の機能をあわせ持つプランです。	0歳〜75歳
	一時払養老生命共済	まとまった資金を活用して加入する養老生命共済です。将来に向けて確実に資金づくりができ、亡くなられたときの保障も確保できるプランです。	0歳〜85歳
	こ ども 共 済	お子さまの将来の入学や結婚・独立資金準備のためのプランです。ご契約者さまが万一のときは、満期まで毎年養育年金をお支払いするプランもあります。 また、ご契約者さまの年齢・健康状態に関わらずご加入できるプランもあります。 ※共済掛金払込免除不払保特約を付加する場合に限りです。	契約者加入年齢 18歳〜75歳 子供加入年齢 任意型 0歳〜11歳 学費金型 0歳〜12歳 (出生前加入特約付の場合は、出生予定日からさかのぼって14日以内の胎児(妊娠6ヶ月以内)
	定 期 生 命 共 済	一定期間の万ののときを保障するプランです。手頃な共済掛金でご加入できます。法人化した担い手や経営者の万の保障と退職金などの資金形成ニーズに応えるプランもあります。	15歳〜75歳 (通減期間設定型は15歳〜65歳)
	が ん 共 済	さまざまながんや脳腫瘍に対し、入院・手術・放射線治療に加え、がん性疼痛等の緩和のための在宅医療も保障したプランです。 通算の支払限度なく、所定の治療を受けた月ごとに共済金を受け取れます。	0歳〜75歳
	医 療 共 済 「メディフル」	日帰り入院からまとまった一時金を受け取れる充実の医療保障です。病気やケガによる入院費用への備えはもちろん、その前後の通院・在宅医療などにも活用できます。	0歳〜75歳 (10年更新)は0歳〜65歳)
	引受緩和型医療共済	健康上の不安がある方でもご加入しやすい医療共済です。一生にわたって病気やケガによる入院・手術を保障します。	18歳〜80歳
	介 護 共 済	要介護状態となったときの資金準備のためのプランです。公的介護保険制度と連動しており、介護の不安をわかりやすく保障します。	40歳〜75歳
	一時払介護共済	まとまった資金を活用して加入する介護共済です。公的介護保険制度と連動しており、介護の不安をわかりやすく保障します。	40歳〜75歳
	認 知 症 共 済	要介護状態を伴う認知症および軽度認知障害(MCI)を保障するプランです。 認知症にかかる介護費用や治療費用などさまざまな費用に備えることができます。	40歳〜75歳
短 期 共 済	生 活 障 害 共 済 [働くわたしのささエール]	身体障害者手帳(公的制度)に連動したわかりやすい保障で、病気やケガにより身体の障害が残るときに不足する生活費や治療費等に備えることができます。	(一時金型) 15歳〜75歳 (定期年金型) 15歳〜75歳
	特定重度疾病共済 [身近なリスクのささエール]	三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)に加えて、三大疾病以外の「心・血管疾患」や「脳血管疾患」、さらには「その他の生活習慣病」まで幅広く保障します。	0〜75歳
	建 物 更 生 共 済 [むてきプラス][My家財プラス]	火災はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。また、満期共済金は、建物の新築・増改築や家財の買替資金としてご利用いただけます。	共済期間 5年 10年※
	傷 害 共 済	日常のさまざまな災害による万ののときやケガを保障します。	
	火 災 共 済	住まいの火災や落雷などの損害を保障します。	
短 期 共 済	自 動 車 共 済 [クルマスター]	相手方への対人・対物賠償保障をはじめ、ご自身・ご家族のための傷害保障、車両保障など、自動車事故を幅広く保障します。	
	自 賠 責 共 済	自動車・バイク(二輪自動車、原動機付自転車)には、法律で加入が義務づけられています。人身事故の被害者への賠償責任を保障します。	
	農 業 者 賠 償 責 任 共 済 [ファーマスト]	農業において発生するさまざまな賠償リスクを幅広く保障します。	

※お支払には所定の要件があります。
※「長期共済」は共済期間が5年以上の契約。「短期共済」は共済期間が5年未満の契約です。
※「万一のとき」は、長期共済の場合、死亡・所定の第1級後遺障害の状態または所定の重度要介護状態に該当したときをいいます。ただし、引受緩和型終身共済・一時払終身共済(平28.10)・生前給付特附付一時払終身共済(平28.10)・一時払養老生命共済は、死亡したときをいいます。また、短期共済の場合、死亡・所定の後遺障害の状態に該当したときをいいます。
※先進医療保障のある共済契約がある場合、重複して先進医療保障にご加入いただくことはできません。
※建物更生活共済の共済期間が10年の契約には、継続特約を付加することで20年・30年保障ができます。
・この資料は概要を説明したものです。詳細につきましては「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」及び「ご契約のしおり・約款」により必ずご確認ください。

指導事業

安全・安心でより高品質な農畜産物を生産するための営農指導をはじめ、栗チャレンジ塾を開催し、新規就農者の開拓及び支援を行っています。また、トマト研修農場による研修や、アグリゼミによる野菜や水稲栽培研修を実施しています。

生活指導では組合員の豊かな生活と健康で安心して生活できる地域づくりを目的に女性部活動や食農教育活動、生活習慣病健診等を行っています。また、毎月発行の広報紙で身近な情報や「食」と「農」についての話題を発信しています。



アグリゼミ野菜コース

販売事業

生産者から消費者へ新鮮で安全・安心な農畜産物をお届けする事業を行っています。東美濃独自販売として米の買取販売を実施しており、中山間地域の特徴を活かした東美濃棚田米の販売も行っています。

また、地域で生産された農畜産物を市場に出荷するほか、契約出荷等により「東美濃ブランド」の確立に取り組んでいます。



シェフや仕入担当者を対象とした産地見学会

利用施設事業

農作業の省力化と農畜産物の品質の向上を図るためカントリーエレベーター、ライスセンター、水稲育苗センター、農産物選果場、堆肥センター等の施設を運営しています。



恵南ライスセンター設備更新引き渡し

購買事業

農業生産に必要な肥料・農薬・農機具等のほか、暮らしに必要な生活用品等を組合員はじめ地域の皆さまに提供するための事業を展開しています。組合員メリットの充実を目的として組合員カードを利用した購買事業での割引を、給油所・グリーンセンター・Aコープで特定日に行っています。



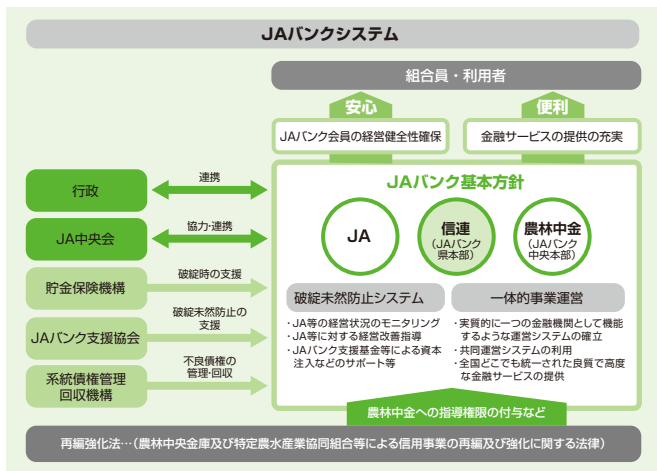
小型管理機無料点検整備会（農機センター）

系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

ＪＡバンクシステム

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、ＪＡバンク会員（ＪＡ・信連・農林中金）総意のもと「ＪＡバンク基本方針」に基づき、ＪＡ・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「ＪＡバンクシステム」といいます。

「ＪＡバンクシステム」は、ＪＡバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の２つの柱で成り立っています。



ＪＡバンク・セーフティネット

ＪＡバンクでは、「破綻未然防止システム」と「貯金保険制度」により「ＪＡバンク・セーフティネット」を構築しています。これにより、組合員・利用者の皆さまにより一層の安心をお届けしています。

破綻未然防止システム

破綻未然防止のための
ＪＡバンク独自の制度



貯金保険制度

貯金者等保護のための
公的な制度

「破綻未然防止システム」は、ＪＡバンクの健全性を確保し、ＪＡ等の経営破綻を未然に防止するためのＪＡバンク独自の制度です。具体的には、(1) 個々のＪＡ等の経営状況についてチェック(モニタリング)を行い、問題点を早期に発見、(2) 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3) 全国のＪＡバンクが提出した「ＪＡバンク支援基金※」等を活用し、個々のＪＡの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※2025年3月末における残高は1,653億円となっています。

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金等の払出しができなくなった場合などに、貯金者等を保護し、また、資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度です。

この制度は、銀行・信金・信組・労金等が加入する「預金保険制度」と同様の内容になっています。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は、2025年3月末現在で4,861億円となっています。

【経営資料】決算の状況

貸借対照表

(単位：千円)

科 目	令和6年度 令和7年3月31日現在	令和7年度 令和8年3月31日現在
(資産の部)		
1. 信用事業資産	240,900,272	230,441,517
①現金	966,002	852,766
②預金	188,714,180	174,934,284
系統預金	188,683,346	174,891,876
系統外預金	30,834	42,407
③有価証券	16,340,785	19,584,622
国債	5,842,384	9,086,331
地方債	400,000	400,000
社債	10,098,401	10,098,291
④貸出金	33,934,779	33,799,768
⑤その他の信用事業資産	1,118,460	1,421,293
未収収益	1,025,985	1,315,329
その他の資産	92,475	105,963
⑥貸倒引当金	△ 173,937	△ 151,217
2. 共済事業資産	9,622	11,368,226
①その他の共済事業資産	9,622	11,108,825
3. 経済事業資産	2,686,939	254,501
①受取手形	2,210	4,900
②経済事業未収金	1,903,235	112,203
③経済受託債権	13,637	14,936
④棚卸資産	727,489	996,496
購買品	298,542	306,054
貯蔵品	119,131	133,817
その他の棚卸資産	309,815	556,624
⑤その他の経済事業資産	41,938	55,987
⑥貸倒引当金	△ 1,572	△ 1,181
4. 雑資産	372,126	346,577
5. 固定資産	3,322,159	3,123,560
①有形固定資産	3,164,076	2,966,014
建物	6,157,339	6,006,127
機械装置	2,146,108	2,097,850
土地	1,205,037	1,193,524
その他の有形固定資産	1,540,074	1,534,835
減価償却累計額	△ 7,884,484	△ 7,866,324
②無形固定資産	158,083	157,546
6. 外部出資	11,394,126	11,368,226
系統出資	11,141,225	11,108,825
系統外出資	248,001	254,501
子会社等出資	4,900	4,900
7. 繰延税金資産	103,277	112,203
資産の部 合計	258,788,524	248,487,145

科 目	令和6年度 令和7年3月31日現在	令和7年度 令和8年3月31日現在
(負債の部)		
1. 信用事業負債	244,567,925	233,968,606
①貯金	244,272,427	233,415,615
②借入金	994	568
③その他の信用事業負債	294,503	552,422
未払費用	82,963	209,894
その他の負債	211,539	342,527
2. 共済事業負債	907,615	844,221
①共済資金	560,207	496,302
②未經過共済付加収入	329,766	329,849
③共済未払費用	13,786	15,201
④その他の共済事業負債	3,854	2,866
3. 経済事業負債	527,779	727,610
①経済事業未払金	365,156	475,157
②経済受託債務	131,819	234,222
③その他の経済事業負債	30,803	18,230
4. 雑負債	341,919	388,787
①未払法人税等	19,342	51,885
②資産除去債務	31,649	31,703
③その他の負債	290,926	305,198
5. 諸引当金	404,238	418,341
①賞与引当金	162,600	159,300
②退職給付引当金	222,541	234,182
③役員退職慰労引当金	19,097	24,858
負債の部 合計	246,749,477	236,347,567
(純資産の部)		
1. 組合員資本	12,156,795	12,313,110
①出資金	2,685,332	2,680,859
②再評価積立金	816	816
③利益剰余金	9,485,442	9,652,324
利益準備金	3,035,179	3,075,179
その他利益剰余金	6,450,263	6,577,145
経営基盤強化積立金	3,432,160	3,454,345
農業経営支援積立金	50,000	60,000
税効果調整積立金	141,168	141,168
特別積立金	2,152,437	2,152,437
当期未処分剰余金	674,497	769,193
(うち当期剰余金)	(160,459)	(206,478)
④処分未済持分	△ 14,796	△ 20,889
2. 評価・換算差額等	△ 117,749	△ 173,532
①その他有価証券評価差額金	△ 117,749	△ 173,532
純資産の部 合計	12,039,046	12,139,578
負債及び純資産の部 合計	258,788,524	248,487,145

損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和6年度 令和 6年4月 1日から 令和 7年3月31日まで	令和7年度 令和 7年4月 1日から 令和 8年3月31日まで
1. 事業総利益	3,335,536	3,503,042
事業収益	8,296,389	9,112,686
事業費用	4,960,853	5,609,644
①信用事業収益	1,845,919	2,244,970
資金運用収益	1,656,742	2,090,080
(うち預金利息)	(952,713)	(1,285,260)
(うち有価証券利息)	(136,967)	(190,862)
(うち貸出金利息)	(365,471)	(388,264)
(うちその他受入利息)	(201,589)	(225,693)
役務取引等収益	123,548	(126,346)
その他事業直接収益	—	893
その他経常収益	65,628	27,650
②信用事業費用	412,022	748,775
資金調達費用	201,518	533,382
(うち貯金利息)	(196,743)	(526,269)
(うち給付補填備金繰入)	(1,342)	(3,048)
(うち借入金利息)	(1,665)	(1,897)
(うちその他支払利息)	(1,767)	(2,165)
役務取引等費用	22,764	22,798
その他経常費用	187,738	192,594
(うち貸倒引当金繰入額)	(—)	(—)
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 35,496)	(△ 19,516)
(うち貸出金償却)	(365)	(—)
信用事業総利益	1,433,897	1,496,194
③共済事業収益	934,634	927,521
共済付加収入	850,932	849,452
その他の収益	83,702	78,068
④共済事業費用	50,955	50,275
共済推進費	25,126	24,049
共済保全費	11,124	9,187
その他の費用	14,704	17,039
共済事業総利益	883,678	877,245
⑤購買事業収益	4,035,247	4,042,407
購買品供給高	3,864,785	3,876,268
購買手数料	149,388	146,889
その他の収益	21,072	19,249
⑥購買事業費用	3,399,728	3,400,625
購買品供給原価	3,161,189	3,152,735
購買品供給費	99,013	102,420
その他の費用	139,525	145,469
(うち貸倒引当金繰入額)	(—)	(—)
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 1,186)	(△ 379)
購買事業総利益	635,518	641,782
⑦販売事業収益	592,135	932,237
販売品販売高	444,066	781,573
販売手数料	81,924	81,202
その他の収益	66,144	69,461
⑧販売事業費用	439,497	758,314
販売品販売原価	361,471	672,468
その他の費用	78,025	85,845
販売事業総利益	152,638	173,923
⑨保管事業収益	9,549	4,327
⑩保管事業費用	4,363	2,683
保管事業総利益	5,186	1,643
⑪哺育センター事業収益	156,884	141,451
⑫哺育センター事業費用	122,555	104,779
哺育センター事業総利益	34,328	36,672
⑬堆肥センター事業収益	75,047	74,100
⑭堆肥センター事業費用	68,921	66,115
堆肥センター事業総利益	6,126	7,984

科 目	令和6年度 令和 6年4月 1日から 令和 7年3月31日まで	令和7年度 令和 7年4月 1日から 令和 8年3月31日まで
⑮利用事業収益	576,431	666,195
⑯利用事業費用	415,661	434,585
利用事業総利益	160,770	231,609
⑰作業受委託事業収益	409	378
⑱作業受委託事業費用	—	—
作業受委託事業総利益	409	378
⑲葬祭事業収益	29,929	35,960
⑳葬祭事業費用	2,447	1,875
葬祭事業総利益	27,482	34,085
㉑その他事業収益	29,642	34,652
㉒その他事業費用	11,837	11,296
その他事業総利益	17,805	23,356
㉓指導事業収入	10,559	8,483
㉔指導事業支出	32,863	30,317
指導事業収支差額	△ 22,304	△ 21,834
2. 事業管理費	3,266,299	3,307,189
①人件費	2,377,643	2,409,670
②業務費	335,598	332,725
③諸税負担金	69,404	70,200
④施設費	467,263	485,122
⑤その他事業管理費	16,389	9,470
事業利益	69,236	195,852
3. 事業外収益	186,644	187,735
①受取雑利息	575	545
②受取出資配当金	127,674	140,838
③賃貸料	44,161	34,664
④雑収入	14,233	11,687
4. 事業外費用	6,023	11,661
①寄付金	1,388	1,486
②雑損失	4,635	10,175
経常利益	249,857	371,926
5. 特別利益	43,211	27,633
①固定資産処分益	1,054	5,782
②一般補助金	42,157	21,851
6. 特別損失	81,102	122,937
①固定資産処分損	6,520	23,271
②固定資産圧縮損	42,157	21,851
③減損損失	32,424	77,814
税引前当期利益	211,966	276,622
法人税・住民税及び事業税	45,071	79,069
法人税等調整額	6,435	△ 8,925
法人税等合計	51,506	70,143
当期剰余金	160,459	206,478
当期首繰越剰余金	475,753	484,899
経営基盤強化積立金取崩額	32,790	77,814
税効果調整積立金取崩額	5,493	—
当期末処分剰余金	674,497	769,193

キャッシュ・フロー計算書（間接法）

（単位：千円）

科 目	令和6年度 令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	令和7年度 令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	211,966	276,622
減価償却費	215,436	204,265
減損損失	32,424	77,814
固定資産除却損	6,520	23,271
貸倒引当金の増減額	△ 36,712	△ 23,111
賞与引当金の増減額	△ 2,400	△ 3,300
退職給付引当金の増減額	△ 27,365	11,640
役員退職慰労引当金の増減額	6,111	5,761
信用事業資金運用収益	△ 1,654,405	△ 2,088,017
信用事業資金調達費用	201,518	533,382
受取権利息及び受取出資配当金	△ 129,470	△ 142,140
有価証券関係損益	△ 2,337	△ 2,955
固定資産売却損益	△ 1,054	15,546
信用事業活動による資産及び負債の増減		
貸出金の純増減	△ 174,759	250,761
預金の純増減	9,000,000	13,100,000
貯金の純増減	△ 6,956,488	△ 10,856,811
信用事業借入金金の純増減	△ 421	△ 426
その他の信用事業負債の純増減	82,025	△ 11,273
その他の信用事業負債の純増減	△ 33,609	13,690
共済事業活動による資産及び負債の増減		
共済資金の純増減	△ 55,757	△ 63,904
未経過共済付加収入の純増減	△ 2,560	83
その他の共済事業資産の純増減	△ 7,915	6,493
その他の共済事業負債の純増減	7,904	427
経済事業活動による資産及び負債の増減		
受取手形及び経済事業未収金の純増減	28,292	△ 120,246
経済受託債権の純増減	20,922	△ 1,299
棚卸資産の純増減	△ 29,386	△ 269,006
支払手形及び経済事業未払金の純増減	312	110,001
経済受託債務の純増減	64,973	102,403
その他の経済事業資産の純増減	△ 3,107	△ 8,995
その他の経済事業負債の純増減	16,302	△ 12,573
その他の資産及び負債の増減		
その他の資産の純増減	50,266	25,548
その他の負債の純増減	△ 82,344	21,747
未払消費税等の増減額	25,326	△ 8,895
信用事業資金運用による収入	1,632,619	1,796,459
信用事業資金調達による支出	△ 142,311	△ 404,905
小 計	2,260,517	2,558,057
雑利息及び出資配当金の受取額	127,465	137,088
法人税等の支払額	△ 56,719	△ 46,525
事業活動によるキャッシュ・フロー	2,331,263	2,648,619

科 目	令和6年度 令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	令和7年度 令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 1,494,191	△ 3,634,623
有価証券の売却による収入	—	137,959
有価証券の償還による収入	200,027	200,000
補助金の受入れによる収入	42,157	21,851
固定資産の取得による支出	△ 148,894	△ 86,168
固定資産の売却による収入	△ 41,158	△ 57,981
外部出資による支出	△ 5,380	△ 6,500
外部出資の売却等による収入	—	32,400
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,447,440	△ 3,393,063
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資の増額による収入	37,754	50,435
出資の払戻しによる支出	△ 38,301	△ 53,434
持分の取得による支出	—	△ 20,889
持分の譲渡による収入	14,856	14,796
出資配当金の支払額	△ 39,253	△ 39,597
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 24,944	△ 48,689
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
5 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	858,879	793,132
6 現金及び現金同等物の期首残高	1,361,304	2,220,183
7 現金及び現金同等物の期末残高	2,220,183	1,427,051

(1) 現金及び現金同等物の範囲
キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

(2) 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲載されている科目の金額との関係

（単位：千円）

科 目	令和6年度	令和7年度
現金及び預金勘定	189,680,183	175,787,051
別段預金、定期性預金及び譲渡性預金	187,460,000	174,360,000
現金及び現金同等物	2,220,183	1,427,051

決算の状況

2. 減損損失の内容

(1) 資産をグループ化した方法及び共用資産の概要

当組合は、管理会計の単位を基本的に施設ごとに、また、業務所外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、管理会計の単位を法人単位としてグループ化しております。
また、本店、カブ、カブリーダー等の事業関係の共同利用施設については組合全体の共用資産とし、各地域アグリセンターについてはそれぞれ地域での共用資産としております。

(2) 当該減損グループの概要と減損損失の金額及び主な固定資産の種類ごとの内容

(単位：千円)					
場 所	用 途	種 類	減損損失		
阿木支店	中津川市阿木190	支 店	土 地	5,361	
		建 物	3,114		
恵那北部支店	恵那市宮室栄1344.4	支 店	土 地	43	
		建 物	1,09		
恵那西支店	恵那市武井町計1087.1	支 店	建物	15,376	
		器具・備品	0		
短川支店	中津川市短川2318.9	支 店	土 地	370	
		建 物	0		
Aコープ福岡店	中津川市福岡927.11	事 業 所	建 物	7,612	
		遊 休 土 地	106		
中津川市下野285	中津川市下野285	遊 休 建 物	299		
		合 計	32,424		

(3) 減損損失を認識するに至った経緯

阿木支店、恵那北部支店、恵那西支店、Aコープ福岡店については、営業収支が2期連続の赤字であると判断し、短期的に見ても、長期的に事業の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し減損損失として認識しました。
恵那市上矢野町の土地については、遊休状態で当面の使用意図がなく、かつ、土地の市場価格が下落しているため、帳簿価額の回収可能価額より減額し減損損失として認識しました。
中津川市下野の建物については、令和7年度に閉鎖することが決定しているため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し減損損失として認識しました。

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産評価額等を基礎とした指標により取り壊し費用を控除して算定しております。

V 金融商品に関する記載

1. 金融商品取引に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は、組合員等から預かった資金を原資に、組合員や地域内の企業や団体などへ貸付し、貸った資金を返済する貸付事業（貸付組合連合会）を通じて、国債や地方債などの債券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として預金、貸出金及び有価証券であり、貸出金は顧客の契約不履行によっておこる返済リスクにさらされています。
また、有価証券は変動金利であり、満期保有目的及びその他の有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクにさらされています。

(3) 金融商品にかかわるリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、信託の重要要件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸付取引については、本部リスク管理課が貸付先各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保貸付審査など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において貸付の健全性の維持・向上を念慮した、貸付の自己査定を修正しています。与信審査については、回収方針を作成・実行し、資産の健全性に取組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償還・引当基準」に基づき必要額を引上、資産及び負債の健全性に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場リスクを的確にコントロールすることにより、収益及び財務の安定を図っています。このため、財務の健全性維持と収益強化とのバランスを重視しALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融価格の変化に機敏に対応できるように業務体制の構築に努めています。
とりわけ、有価証券運用においては、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催し、口数的な情報交換及び意見形成を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会が決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い報告書に報告しています。

市場リスクに係る重要な情報

市場価格で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク要因である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に該当している債券、貯金及び借入金です。
当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いて経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。
金利以外その他のリスク要因が一定であると仮定し、当期末年度末現在、指標となる金利が1.0％上昇したものと想定した場合には、経済価値が1,004,450千円増加するものと把握しています。
当該変動額は、金利変動率×リスク要因が一定の場合を前提としており、金利その他のリスク要因の相関を考慮していません。
また、金利の合理的な予想変動幅を超えた変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

(4) 金融商品の時価に関する事項についての補足説明

①減価償却による流動性リスクの管理
当組合では、減価償却リスクについては、運用・調達に於いて月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資運用を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握しの上で、運用方針及びその策定の根拠に反映を行っています。
②金利商品の時価に関する事項についての補足説明
金融商品の時価（時価は必ずしも可処分性）は、市場価格に基づく価額のうち、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が得られます。当該価額の算定には一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の買倒引当金及び貸倒引当金

当該資産等または当該負債等が貸倒引当金計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。
なお、市場価格のない株式等は、表裏に示さずの通りとします。

(単位：千円)			
	貸倒引当金計上額	時 価	差 額
預 金	188,714,180	188,502,288	△211,892
有 価 証 券	16,340,785	14,123,380	△2,217,405
満期保有目的の債券	15,767,825	13,550,420	△2,217,405
そ の 他 有 価 証 券	572,960	572,960	0
貸 出 金	33,934,779		
貸 倒 引 当 金	173,937		
貸倒引当金控除後	33,760,841	33,345,960	△414,881
資 産 小 計	238,815,806	235,971,628	△2,844,180
貯 金	244,272,427	243,622,095	△650,332
負 債 小 計	244,272,427	243,622,095	△650,332

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

また、満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価とする金額として算定しています。

②有価証券

国債については、活発な市場における調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行できず貸上っていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、无リスク金利をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から、貸倒引当金を控除し貸倒後の金額として算定しています。
また、延滞している債権、期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価と見做しています。

④貯金

要求貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期貯金・活期貯金については、期間に基づいた区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは（1）の金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：千円)	
	貸倒引当金計上額
外 部 出 資	11,394,126

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)						
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	188,714,180	-	-	-	-	-
有価証券	200,000	100,000	-	200,000	800,000	14,500,000
貸 出 金	4,932,099	2,527,433	2,320,075	2,097,229	1,985,516	21,000,468
貸 倒 引 当 金	193,116,947	2,627,433	2,320,075	2,297,229	2,485,519	35,200,468
合 計	193,116,947	2,627,433	2,320,075	2,297,229	2,485,519	35,200,468

貸出金のうち、当期末額 969,913 千円については「1年以内」に含めています。
貸出金のうち、3カ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等191,951千円は償還の予定が見えぬため含めていません。

(5) 貯金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
貯 金	218,685,108	9,145,186	13,181,060	1,155,234	2,105,838

要求貯金については「1年以内」に含めています。

VI 有価証券に関する記載

1. 有価証券の時価等

(1) 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸倒引当金計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)				
	種 別	貸倒引当金計上額	時 価	差 額
時価が貸倒引当金計上額を超えるもの	国 債	301,245	302,220	974
	地 方 債	301,245	302,220	974
時価が貸倒引当金計上額を超えないもの	国 債	4,968,178	4,476,460	491,718
	地 方 債	400,000	344,490	55,510
合 計	社 債	10,098,401	8,427,250	△1,671,151
	社 債	15,466,580	13,248,200	△2,218,380
合 計		15,767,825	13,550,420	△2,217,405

(2) その他有価証券

その他の有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸倒引当金計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)			
	種 別	取得原価又は償却原価	貸倒引当金計上額
貸倒引当金計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国 債	97,565	97,570
	地 方 債	97,565	97,570
貸倒引当金計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国 債	593,143	475,390
	地 方 債	593,143	475,390
合 計		690,709	572,960

また、評価差額△66,044千円を、その他の有価証券評価差額金に計上しています。

2. 売却した満期保有目的の債券

該当はありません。

3. 売却したその他の有価証券

該当はありません。

4. 保有目的区分を変更した有価証券

該当はありません。

Ⅶ 退職給付に関する注記

1. 退職給付の内容等

(1)採用している退職給付制度の概要
職員の退職給付にあつては、退職給付と親縁に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同親縁に基づき退職給付の一部にあるため全国共済農業協同組合会。りなて、三井友友信託銀行との契約による確定給付企業年金制度及び一般財団法人全国農林農業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

(2)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	
期首における退職給付債務	2,478,010千円
取崩費用	103,975
利息費用	14,620
数理計算上の差異の当期発生額	10,188
退職給付の支払額	△ 270,556
期末における退職給付債務	2,336,239

(3)年金制度の期首残高と期末残高の調整表	
期首における年金資産	2,116,737千円
期待適用収益	30,750
数理計算上の差異の当期発生額	△ 39,953
確定給付企業年金制度への拠出金	81,783
特定退職金共済制度への拠出金	7,631
退職給付の支払額	△ 245,638
期末における年金資産	1,951,110

(4)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表	
退職給付債務	2,336,239千円
確定給付企業年金制度（全共連）	△ 833,589
確定給付企業年金制度（りそな銀行）	△ 564,036
確定給付企業年金制度（三井友友信託銀行）	△ 425,698
特定退職金共済制度	△ 127,784
未確定退職給付債務	355,125
未読数理計算上の差異	△ 182,586
貸借対照表計上額純額	252,541
退職給付引当金	222,541

(5)退職給付費用及びその内訳項目の金額	
勤務費用	103,975千円
利息費用	14,620
期待適用収益	△ 30,750
数理計算上の差異の繰延処理額	△ 1,078
出向者負担金受入額	△ 251
小計	86,515
退職給付費用	86,515

(6)年金資産の主な内訳	
①確定給付企業年金制度（全共連）	
一般勘定	100%
②確定給付企業年金制度（りそな銀行）	
債券	43%
株式	0%
その他	57%
合計	100%
③確定給付企業年金制度（三井友友信託銀行）	
債券	41%
株式	24%
その他	35%
合計	100%
④特定退職金共済制度	
債券	72%
年金保険投資	25%
債権及び預金	3%
合計	100%

(7)長期期待適用収益率の設定方法に関する記載
年金制度の長期期待適用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの収益及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(8)割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項	
①割引率	0.59%
②長期期待適用収益率	
確定給付企業年金制度（全共連）	1.50%
確定給付企業年金制度（りそな銀行）	1.50%
確定給付企業年金制度（三井友友信託銀行）	1.50%
特定退職金共済制度	0.97%
③数理計算上の差異の処理年数	10年

2. 厚生年金と農林年金の統合に伴う特別業務負担金の金額
人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林農業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林農業団体職員共済組合法等を廃止する等の法施行期附則第7条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行った特種年金給付の業務に要する費用に充てるため拠出した特別業務負担金29,787千円を含めて計上しています。
また、同組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特別業務負担金の将来見込額は217,724千円となっています。

Ⅷ 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
償却引当金	4,883千円
退職給付引当金	63,056
賞与引当金	44,975
繰上償却の減価償却	169,046
その他の償証券評価差額	33,405
繰上減価償却	8,978
その他	23,582
(小計)	354,527
評価性引当額	△ 13,265
繰延税金資産	141,188
繰延税金負債	
除去費用負債計上額	△ 97
繰上償却に伴うみなし配当	△ 37,793
繰延税金負債合計	△ 37,891
繰延税金資産の純額	103,277

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因	
法定実効税率	27.66%
(内訳)	
文脈等永久に損金に算入されない項目	2.28
受取利息等永久に益に算入されない項目	△ 8.33
支払利息等	1.83
評価性引当額の増減	1.38
税率変更による影響	0.47
差異計	△ 1.10
差異計	△ 3.36
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.30%

3. 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額
「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第3号)」が令和7年3月31日に成立したことに伴い、令和4年4月1日以後に開始する事業年度より、(前掲注記1. 税率の適用)のとおりと見なされ、これに伴い、令和4年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.66%から28.37%に変更されました。この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）は1,003千円増加し、法人税等調整額は1,003千円減少しております。

Ⅸ 収益認識に関する注記

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 6. 収益及び費用の計上率」に同一の内容を記載していたため、注記を省略しております。

令和7年度

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1)基準保有目的の債券
移動平均法に基づく償却原価法により行っています。
(2)その他の有価証券
評価のあるものについては時価法、市場価格のない株式等については移動平均法に基づく原価法により行っています。
また、その他の有価証券の評価差額については全部繰越金入法により処理（売却価額は移動平均法により算定）しております。

2. 外部出賃の評価基準及び評価方法
当組合が保有している外部出賃は市場価格のないものに該当しますので、移動平均法に基づく原価法により行っています。

3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法
棚卸資産の評価基準及び評価方法は、平均法に基づく原価法（収益性の低下による準備切下げの方法）により行っています。
ただし、生産資材及び生活資材の一部については先着還元法に基づく原価法（収益性の低下による準備切下げの方法）、農機・自動車及び畜産物については個別法に基づく原価法（収益性の低下による準備切下げの方法）により行っています。

4. 固定資産の減価償却方法
法人税法に規定する基準により定率法を採用しています。ただし、法人税法の改正に伴い平成10年4月1日以後に取得した建物（付属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。

(2)無形固定資産
法人税法に規定する基準により定額法を採用しています。
また、自社で開発したソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づき、定額法により償却しています。

5. 引当金の計上基準
(1)賞与引当金
賞与引当金は、予め定めている賞与査定要綱、経理規程及び賞金の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。
正常賞金債、その他要注先償債及び要償先償債については、1年又は3年間の償却実績の経過における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定した金額を計上しています。
破産懸念賞金債については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能なと認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。
なお、破産懸念賞金債のうち、元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができると認められる場合は、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能なと認められる額とを控除した残額との差額を引当てています。

実質破産先償債及び破産先償債については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能なと認められる額を控除し、その残額を計上しています。
すべての債権は、賞与査定要綱に基づき、賞与査定基準の賞与査定を実施し、当該部から独立した資産査定部が賞与査定額を審査し、その査定結果に基づいて上記の計上を行っております。

(2)賞与引当金
賞与に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する部分を計上しています。

(3)退職給付引当金
職員の退職給付に備えるため、当事業年度の退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しています。
①退職給付引当金の評価方法
退職給付債務の算定にあり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額法による方法です。
②数計上の算定方法
数計上の算定については、各事業年度の発生時における職員の平均年功勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により算定した額を、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしています。
退職給付費用は、その発生時の職員の平均年功勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により費用処理しています。

(4)役員退職慰労引当金
役員の退職慰労の支給に備えて、役員退職慰労規程に基づく期末支給額を計上しています。

6. 収益及び費用の計上基準
当組合の利用者との契約から生じる収益に関する主要な事項における主要な履行義務の内容及び収益を認識する過渡期間の長さのとり方とあります。

(1)購買事業
顧客に必要となる資材と生産に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点に充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(2)販売事業
組合員が生産した農産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点に充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(3)育苗センター事業
育苗センターを運営する過程で各種試験データ収集をし、肥育した生産物を業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点に充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(4)堆肥センター事業
畜糞堆肥を原料に、加工肥料を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点に充足することから、当該時点で収益を認識しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。
また、金利の合理的な予想変動額を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

②流動リスクの管理
当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに基く価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあり得ます。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当組合年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)				
	貸借対照表計上額	時 価	差 額	
預 金	174,934,284	174,726,571	△207,712	
有 価 証 券	19,584,622	15,957,510	△3,627,112	
満期保有目的の債券	19,164,592	15,537,480	△3,627,112	
そ の 他 有 価 証 券	420,030	420,030	-	
貸 出	33,799,768			
貸 倒 引 当 金	15,1217			
貸倒引当金控除後	33,648,551	32,780,928	△867,622	
貸 借 小 計	228,167,457	223,446,009	△4,721,447	
貯 蓄	233,415,615	232,489,167	△926,448	
負 債 小 計	233,415,615	232,489,167	△926,448	

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技術の説明

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。
また、満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OISという）のレートで割り引いた現在価値に時価に変わる金額として算定しています。

②時価証券

満期については、活発な市場における無調整の相場価格を使用しています。地方債や社債については、公表されている相場価格を用いています。

③貸出金

要求仕金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。
固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元金合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。
また、延滞となっている債権・期間の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

要求仕金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期貯金及び定期預金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは（1）の金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：千円)	
	貸借対照表計上額
外 部 出 資	11,368,226

(4) 金融債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)							
	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超	
預 金	174,934,284	-	-	-	-	-	
有価証券	100,000	300,000	200,000	800,000	300,000	17,500,000	
貸 出 金	3,491,245	2,518,036	2,276,098	1,944,775	1,726,642	21,673,647	
合 計	178,525,529	2,518,036	2,476,098	2,744,775	2,026,642	39,173,647	

・貸出金のうち、当座貸越 777,526 千円については「1年以内」に含めています。
・貸出金のうち、3カ月以上延滞満期・期限の利益を喪失した債権等 169,392千円は償還の予定が見えないため含めていません。

(5) 貯金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)					
	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
貯 金	206,306,254	11,685,196	12,512,375	1,826,341	1,086,446

・要求仕金については「1年以内」に含めています。

Ⅶ 有価証券に関する注記

1. 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)				
	種 別	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価の貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	8,666,301	7,538,210	△1,128,091
	地 方 債	400,000	317,444	△82,560
	社 債	10,098,291	7,681,830	△2,416,461
	小 計	19,164,592	15,537,480	△3,627,112
合 計		19,164,592	15,537,480	△3,627,112

(2) その他有価証券
その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)				
	種 別	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差 額
取得原価又は償却原価を超えるもの	国 債	593,562	420,030	△173,532
	小 計	593,562	420,030	△173,532
	合 計	593,562	420,030	△173,532

2. 売却した満期保有目的の債券

該当はありません。

3. 売却したその他の有価証券

当期中に売却したその他の有価証券は、次のとおりです。

(単位：千円)				
	種 別	売却額	売却益	売却損
国 債		98,459	893	-
	合 計	98,459	893	-

4. 保有目的の区分を変更した有価証券

該当はありません。

Ⅷ 退職給付に関する注記

1. 退職給付債務の内訳等

職員の退職給付にあたるため、退職給付規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、内規に基づき退職給付の一部にある完全共済組合員組合員組合員、りそ銀行、三井住友信託銀行との契約による確定給付企業年金制度及び一般財団法人全国共済共済員共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	2,336,239千円
勤務費用	105,298千円
利息費用	13,783千円
数値計算上の差異の当期発生額	△ 330,250千円
退職給付の支払額	△ 207,649千円
期末における退職給付債務	1,917,419千円

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	1,951,110千円
期待運用収益	28,589千円
数値計算上の差異の当期発生額	30,795千円
確定給付企業年金制度への拠出金	61,464千円
特定退職金共済制度への拠出金	7,541千円
退職給付の支払額	△ 102,333千円
期末における年金資産	1,907,168千円

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表計上額に上る退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,917,419千円
確定給付企業年金制度（全共済）	△ 791,358千円
数値計算上の差異の当期発生額	△ 546,637千円
確定給付企業年金制度（りそ銀行）	△ 442,341千円
特定退職金共済制度	△ 126,830千円
未繰上退職給付債務	10,250千円
未繰上数値計算上の差異	223,931千円
貸借対照表計上純額	234,182千円
退職給付引当金	234,182千円

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	105,298千円
利息費用	13,783千円
期待運用収益	△ 28,589千円
数値計算上の差異の損益処理額	25,471千円
出向員給与受入額	△ 433千円
小計	115,528千円
退職給付費用	115,528千円

(6) 年金資産の主な内訳

①確定給付企業年金制度（全共済）	100%
②確定給付企業年金制度（りそ銀行）	43%
債券	0%
株式	57%
その他	100%
③確定給付企業年金制度（三井住友信託銀行）	42%
債券	23%
株式	26%
合計	100%
④特定退職金共済制度	71%
債券	25%
年金保険投資	4%
現金及び預金	100%

(7) 長期期待運用収益率の算定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を算定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(8) 割引率とその数値計算上の計算基礎に関する事項

①割引率	2.50%
②長期期待運用収益率	1.50%
確定給付企業年金制度（全共済）	1.50%
確定給付企業年金制度（りそ銀行）	1.50%
確定給付企業年金制度（三井住友信託銀行）	1.17%
特定退職金共済制度	1.17%
③数値計算上の差異の処理年数	10年

2. 厚生年金と国民年金の統合に伴う特別業務負担金の金額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険料及び国民年金保険料の統合を促すための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律第105号に基づき、旧農林共済会（共済会）が行った特別業務負担金の費用に充てられたため拠出した特別業務負担金 29,543千円を考慮してとしています。
また、同組合より示された令和8年3月現在における令和14年3月までの特別業務負担金の将来予測額は181,872千円となっています。

Ⅷ 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	66,437千円
賞与引当金	45,193
その他の有価証券評価差額	49,231
固定資産の減損額	184,333
資産除去債務	8,994
その他	33,907
(小計)	388,095
評価性引当額	△238,008
繰延税金資産合計	150,088
繰延税金負債	
除去費用資産計上額	△91
資格合併に伴うみなし配当	△37,799
繰延税金負債合計	△37,890
繰延税金資産の純額	112,203

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
文庫費等永久に損金に算入されない項目	2.21
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△7.04
住民税均等割等	1.48
評価性引当額の増減	3.11
税額控除	△0.85
遡年度法人税等	△0.29
その他	△0.92
差異計	△2.30
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.36%

Ⅸ 収益認識に関する注記

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 6. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	令和6年度	令和7年度
当 期 末 処 分 剰 余 金	674,497,191	769,193,492
剰 余 金 処 分 額	189,597,228	288,468,028
利 益 準 備 金	40,000,000	50,000,000
任 意 積 立 金	110,000,000	198,919,588
(経 営 基 盤 強 化 積 立 金)	(100,000,000)	(180,000,000)
(農 業 経 営 支 援 積 立 金)	(10,000,000)	(10,000,000)
(税 効 果 調 整 積 立 金)	(-)	8,919,588
出 資 配 当 金	39,597,228	39,548,440
次 期 繰 越 剰 余 金	484,899,963	480,725,464

(注) 1. 出資配当は、次のとおりです
令和6年度 1.5 % 令和7年度 1.5 %

2. 任意積立金における目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額、取崩し基準等は次のとおりです。

(単位：円)

種 類	目的および取崩し基準	積立目標額	当期積立額
			積立累計額
経営基盤強化積立金	貸出金等不良債権の処理、固定資産の減損会計、有価証券の価格下落、会計等法制度の変更に伴う費用の発生等、金融経済環境の急激な変化及びその他不測の損失発生へのてん補に備え、組合経営の健全な発展を図ることを目的として積立を行い、次の事象が発生した事業年度において、必要額を取り崩すことができる。 ①債権を償却(貸倒引当金繰入含む)することにより多額の費用が発生した場合、その費用相当額 ②減損会計等の適用により多額の費用が発生した場合、その費用相当額 ③不稼働資産等処分 不稼働資産計上上記①②以外の資産について処分損が発生、またはその価値の毀損により全額回収が危ぶまれる場合に評価損を計上する場合、その費用相当額 ④会計等法制度の変更により多額の費用等が発生した場合、その相当額 ⑤その他不測の損失等が発生した場合、その費用相当額	次の金額の合計額を限度額として積立てる ①貸倒引当金繰入対象債権の期末残高の10%に相当する額 ②有形固定資産(償却累計額控除後)の期末帳簿残高の20%に相当する額	180,000,000
			3,634,345,046
農業経営支援積立金	自然災害等により農業施設等に大規模な損失が発生した場合や、農産物の販売価格の大幅な下落や生産資材価格の急激な高騰により、農業経営を圧迫するような状況に陥った場合に農業者を支援するための積立を行い、該当する費用が発生した場合に相当額を取り崩す。	5億円	10,000,000
			70,000,000
税効果調整積立金	税効果会計による繰延税金資産(法人税等の前払い部分)について回収時まで剰余金処分を留保するために毎期積立を行う。ただし、繰延税金負債及び有価証券の評価差額にかかる繰延税金資産に対応する額を除く。繰延税金資産が回収または回収不能と判断した年度において回収相当額を取り崩す。	繰延税金資産相当額	8,919,588
			150,088,445

3. 次期繰越剰余金には、営業指導、生活・文化改善の事業の費用に充てるための繰越額が含まれています。

令和6年度 9,000 千円 令和7年度 11,000 千円

部門別損益計算書

令和6年度

(単位: 千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益①	8,296,389	1,845,919	934,634	2,952,921	2,556,377	6,536	
事業費用②	4,960,853	412,022	50,955	2,410,199	2,070,162	17,512	
事業総利益(①-②)③	3,335,536	1,433,897	883,678	542,721	486,215	△ 10,975	
事業管理費④	3,266,299	1,198,878	672,499	772,375	491,441	131,105	
(うち人件費⑤)	2,377,643	799,020	558,526	527,164	389,145	103,786	
(うち減価償却費⑥)	215,436	53,389	21,538	122,973	15,464	2,071	
※うち共通管理費⑦		193,425	90,865	113,671	71,808	11,331	△ 481,101
(うち人件費⑧)		87,861	41,274	51,634	32,618	5,147	△ 218,535
(うち減価償却費⑨)		7,945	3,732	4,669	2,949	465	△ 19,761
事業利益(③-④)⑩	69,236	235,018	211,179	△ 229,653	△ 5,225	△ 142,081	
事業外収益⑪	186,644	99,328	49,401	19,710	16,815	1,388	
※うち共通⑫		23,708	11,137	13,933	8,801	1,388	△ 58,969
事業外費用⑬	6,023	2,162	1,015	1,915	802	126	
※うち共通⑭		2,162	1,015	1,270	802	126	△ 5,378
経常利益(⑩+⑪-⑬)⑮	249,857	332,184	259,565	△ 211,859	10,786	△ 140,819	
特別利益⑯	43,211	423	199	32,722	9,841	24	
※うち共通⑰		423	199	249	157	24	△ 1,054
特別損失⑱	81,102	16,602	10,246	36,528	17,664	60	
※うち共通⑲		1,030	484	605	382	60	△ 2,563
税引前当期利益(⑮+⑯-⑱)⑳	211,966	316,005	249,517	△ 215,666	2,963	△ 140,854	
営農指導事業分配賦額㉑		-	-	140,854	-	△ 140,854	
営農指導事業分配賦後税引前当期利益(㉑-㉒)㉓	211,966	316,005	249,517	△ 356,520	2,963		

令和7年度

(単位: 千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益①	9,112,686	2,244,970	927,521	3,505,802	2,430,007	4,385	
事業費用②	5,609,644	748,775	50,275	2,860,817	1,934,666	15,108	
事業総利益(①-②)③	3,503,042	1,496,194	877,245	644,985	495,341	△ 10,723	
事業管理費④	3,307,189	1,212,213	674,293	795,623	498,785	126,273	
(うち人件費⑤)	2,409,670	806,076	562,409	553,783	387,875	99,524	
(うち減価償却費⑥)	204,265	50,209	20,471	114,640	17,086	1,858	
※うち共通管理費⑦		186,878	85,857	113,158	70,794	10,498	△ 467,187
(うち人件費⑧)		84,793	38,956	51,343	32,121	4,763	△ 211,978
(うち減価償却費⑨)		7,532	3,460	4,561	2,853	423	△ 18,831
事業利益(③-④)⑩	195,852	283,980	202,952	△ 150,638	△ 3,443	△ 136,997	
事業外収益⑪	187,735	105,943	46,882	18,681	15,174	1,053	
※うち共通⑫		18,759	8,618	11,359	7,106	1,053	△ 46,896
事業外費用⑬	11,661	4,409	2,025	3,308	1,670	247	
※うち共通⑭		4,409	2,025	2,669	1,670	247	△ 11,022
経常利益(⑩+⑪-⑬)⑮	371,926	385,514	247,808	△ 135,266	10,060	△ 136,191	
特別利益⑯	27,633	2,313	1,062	23,251	876	129	
※うち共通⑰		2,313	1,062	1,400	876	129	△ 5,782
特別損失⑱	122,937	35,146	16,951	43,943	25,139	1,756	
※うち共通⑲		31,266	14,364	18,932	11,844	1,756	△ 78,163
税引前当期利益(⑮+⑯-⑱)⑳	276,622	352,681	231,920	△ 155,958	△ 14,203	△ 137,818	
営農指導事業分配賦額㉑		-	-	137,818	-	△ 137,818	
営農指導事業分配賦後税引前当期利益(㉑-㉒)㉓	276,622	352,681	231,920	△ 293,776	△ 14,203		

※ ⑥、⑩、⑬、⑯、⑲は、各事業に直課できない部分

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

(人頭制+人件費を除いた事業管理費割+事業総利益割)の平均値

(2) 営農指導事業

農業関連事業に全額を配賦

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	令和6年度	40.20%	18.89%	23.63%	14.93%	2.36%
	令和7年度	40.00%	18.38%	24.22%	15.15%	2.25%
営農指導事業	令和6年度	0.00%	0.00%	100.00%	0.00%	
	令和7年度	0.00%	0.00%	100.00%	0.00%	

財務諸表の正確性等にかかる確認

確 認 書

- 1 私は、当 J A の令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和 8 年 6 月 8 日
東美濃農業協同組合

代表理事組合長 荻野 修三

会計監査人の監査

令和 6 年度及び令和 7 年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第 37 条の 2 第 3 項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

【経営資料】 損益の状況

最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円)

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経常収益（事業収益）	8,304	8,213	8,086	8,296	9,112
信用事業収益	1,877	1,792	1,871	1,845	2,244
共済事業収益	1,039	949	920	934	927
農業関連事業収益	2,706	2,848	2,765	2,952	3,505
生活その他事業	2,674	2,614	2,523	2,556	2,430
営農指導事業	7	8	6	6	4
経常利益	394	383	423	249	371
当期剰余金	249	227	236	160	206
出資金	2,652	2,639	2,688	2,685	2,680
（出資口数）	(2,652,024)	(2,639,642)	(2,688,864)	(2,685,332)	(2,680,859)
純資産額	11,601	11,756	11,958	12,039	12,139
総資産額	265,207	269,361	265,890	258,788	248,487
貯金等残高	250,716	255,047	251,228	244,272	233,415
貸出金残高	33,093	33,657	33,953	33,934	33,799
有価証券残高	11,267	12,736	15,095	16,340	19,584
剰余金配当金額	38	38	39	39	39
出資配当額	38	38	39	39	39
事業利用分量配当額	—	—	—	—	—
職員数（人）	329	313	290	286	287
単体自己資本比率（％）	12.56	12.58	12.63	13.73	14.29

(注1) 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。

(注2) 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。

(注3) 信託業務の取り扱いには行っていません。

(注4) 「単体自己資本比率」は「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。

利益総括表

(単位：百万円、％)

項 目	令和6年度	令和7年度	増 減
資金運用収支	1,455	1,556	101
役務取引等収支	100	103	2
その他信用事業収支	△ 122	△ 164	△ 41
信用事業粗利益	1,433	1,496	62
（信用事業粗利益率）	(0.56)	(0.61)	(0.04)
事業粗利益	3,646	3,890	243
（事業粗利益率）	(1.34)	(1.49)	(0.14)
事業純益	380	583	202
実質事業純益	380	583	202
コア事業純益	380	582	201
コア事業純益（投資信託解約損益を除く。）	380	582	201

$$\text{信用事業粗利益率（％）} = \frac{\text{信用事業粗利益}}{\text{信用事業資産（債務保証見返を除く）平均残高}} \times 100$$

$$\text{事業粗利益率（％）} = \frac{\text{事業粗利益}}{\text{総資産（債務保証見返を除く）平均残高}} \times 100$$

資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	令和6年度			令和7年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	251,373	1,656	0.65	241,279	2,090	0.86
うち預金	201,939	1,154	0.57	188,970	1,510	0.79
うち有価証券	15,893	136	0.86	18,669	190	1.02
うち貸出金	33,539	365	1.08	33,639	388	1.15
資金調達勘定	256,470	199	0.07	246,157	531	0.21
うち貯金・定期積金	256,044	198	0.07	245,887	529	0.21
うち譲渡性貯金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	426	1	0.39	269	1	0.70
経費率	0.38			0.41		
総資金利ざや	0.25			0.23		

(注) 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

経費率（%）

=

信用部門の事業管理費

資金調達勘定（貯金・定期積金＋借入金）平均残高

× 100

総資金利ざや（%）

=

資金運用利回り－資金調達原価率（資金調達利回り＋経費率）

受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	令和6年度増減額	令和7年度増減額
受取利息	11	433
うち預金	29	356
うち有価証券	19	53
うち貸出金	△ 36	22
支払利息	167	331
うち貯金・定期積金	166	331
うち譲渡性貯金	—	—
うち借入金	1	0
うちその他支払利息	0	0
差 引	△ 156	101

(注1) 増減額は、前年度対比です。
(注2) 受取利息の預金には、信連からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

【経営資料】 事業の概況

信用事業 貯金に関する指標

科目別貯金平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和6年度		令和7年度		増 減
流動性貯金	124,524	(48.6)	126,083	(51.2)	1,559
うち当座貯金	681	(0.5)	717	(0.5)	36
うち普通貯金	123,266	(98.9)	124,799	(98.9)	1,533
うち貯蓄貯金	576	(0.4)	566	(0.4)	△ 9
うち通知貯金	—	(—)	—	(—)	—
定期性貯金	131,441	(51.3)	119,708	(48.6)	△ 11,733
うち定期貯金	128,567	(97.8)	117,378	(98.0)	△ 11,188
うち定期積金	2,874	(2.1)	2,329	(1.9)	△ 545
その他の貯金	77	(0.0)	95	(0.0)	18
計	256,044	(100.0)	245,887	(100.0)	△ 10,156
譲渡性貯金	—	(—)	—	(—)	—
合 計	256,044	(100.0)	245,887	(100.0)	△ 10,156

(注) () 内は構成比です。

定期貯金残高

(単位：百万円)

種 類	令和6年度		令和7年度		増 減
定期貯金	116,427	(100.0)	105,180	(100.0)	△ 11,246
うち固定金利定期	116,415	(99.9)	105,157	(99.9)	△ 11,257
うち変動金利定期	12	(0.0)	23	(0.0)	10

(注1) 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

(注2) 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

(注3) () 内は構成比です。

貸出金等に関する指標

科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和6年度		令和7年度		増 減
手形貸付	18	—	8	—	△ 9
証書貸付	30,169	—	30,333	—	163
当座貸越	851	—	797	—	△ 53
割引手形	—	—	—	—	—
金融機関貸付	2,500	—	2,500	—	—
合 計	33,539	—	33,639	—	99

貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和6年度		令和7年度		増 減
固定金利貸出	23,828	(70.2)	21,814	(64.5)	△ 2,014
変動金利貸出	9,048	(26.6)	11,038	(32.6)	1,989
その他	1,057	(3.1)	946	(2.7)	△ 110
合 計	33,934	(100.0)	33,799	(100.0)	△ 135

(注1) 特約期間付変動金利型貸付について、特約期間中は「固定金利貸出」に、特約期間終了後は「変動金利貸出」に含めます。

(注2) その他は、当座貸越、無利息等、固定・変動の区分がないものです。

(注3) () 内は構成比です。

貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和6年度		令和7年度		増 減
担 保	貯金・定期積金	1,095	906	—	△ 188
	共済返戻金	87	65	—	△ 21
	有価証券	—	—	—	—
	動産	—	—	—	—
	不動産	1,125	886	—	△ 239
保 証	その他の担保	—	—	—	—
	小 計	2,307	1,858	—	△ 449
	農業信用基金協会保証	10,937	12,162	—	1,225
	個人保証	157	177	—	20
	その他の保証	12,973	12,458	—	△ 515
信 用	小 計	24,068	24,798	—	730
	信用	7,558	7,143	—	△ 415
	合 計	33,934	33,799	—	△ 134

債務保証の担保別内訳残高

該当する取引はありません。

貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和6年度		令和7年度		増 減
設備資金	6,366	(18.7)	5,817	(17.2)	△ 549
運転資金	2,772	(8.1)	2,711	(8.0)	△ 61
営農関連資金	32	(0.0)	32	(0.0)	△ 0
生活関連資金	24,216	(71.3)	24,740	(73.1)	524
その他	546	(1.6)	496	(1.4)	△ 49
合 計	33,934	(100.0)	33,799	(100.0)	△ 135

(注) () 内は構成比です。

貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和6年度		令和7年度		増 減
農業	942	(2.7)	936	(2.7)	△ 6
林業	302	(0.8)	306	(0.9)	4
水産業	6	(0.0)	3	(0.0)	△ 2
製造業	9,553	(28.1)	9,682	(28.6)	128
鉱業	39	(0.1)	36	(0.1)	△ 3
建設業	3,004	(8.8)	3,163	(9.3)	158
不動産業	335	(0.9)	249	(0.7)	△ 85
電気・ガス・熱供給・水道業	523	(1.5)	562	(1.6)	38
運輸・通信業	1,223	(3.6)	1,366	(4.0)	142
卸売・小売業・飲食店	1,459	(4.3)	1,312	(3.8)	△ 147
サービス業	5,464	(16.1)	5,627	(16.6)	163
金融・保険業	2,873	(8.4)	2,901	(8.5)	27
地方公共団体	4,414	(13.0)	4,637	(13.7)	223
その他	3,791	(11.1)	3,015	(8.9)	△ 776
合 計	33,934	(100.0)	33,799	(100.0)	△ 135

(注) () 内は構成比です。

主要な農業関係の貸出金残高（営農類型別）

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度
農 業	632	640
穀作	206	217
野菜・園芸	128	116
果樹・樹園農業	26	23
工芸作物	—	—
養豚・肉牛・酪農	113	109
養鶏・養卵	—	—
養蚕	—	—
その他農業	157	174
農業関連団体等	—	—
合 計	632	640

(注1) 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。なお、「貸出金の業種別残高」の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

(注2) 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

(注3) 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

主要な農業関係の貸出金残高（資金種類別・貸出金）

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度
プロパー資金	599	607
農業制度資金	32	32
うち農業近代化資金	—	—
うちその他制度資金	32	32
合 計	632	640

(注1) プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

(注2) 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

(注3) その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパース資金)などが該当します。

主要な農業関係の貸出金残高（資金種類別・受託貸付金）

該当する取引はありません。

貸出金等に関する指標

農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況 (単位：百万円)

債権区分		令和6年度	令和7年度	増 減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額		236	214	△ 21
危険債権額		22	16	△ 6
要管理債権額	三月以上延滞債権額	—	—	—
	貸出条件緩和債権額	2	—	△ 2
小 計 (A)		261	230	△ 30
うち担保・保証付債権額 (B)		85	79	△ 5
担保・保証控除後債権額 (C)		175	150	△ 24
個別計上貸倒引当金残高 (D)		170	150	△ 20
一般計上貸倒引当金残高		2	0	△ 2
正常債権額 (F)		33,754	33,643	△ 110
債権額合計 (G) = (A) + (F)		34,015	33,874	△ 140

- (注1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
- (注2) 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
- (注3) 要管理債権とは、(注4)「三月以上延滞債権」と(注5)「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。
- (注4) 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
- (注5) 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
- (注6) 担保・保証付債権額とは、農協法に基づく開示債権額のうち、貯金・定期預金、有価証券(上場公社債、上場株式)及び確実な不動産担保付の貸出残高ならびに農業信用基金協会等公的保証機関等による保証付の債権についての当該担保・保証相当額です。
- (注7) 個別計上貸倒引当金残高とは、農協法に基づく開示債権のうち、すでに個別貸倒引当金に繰り入れた当該引当金の残高です。
- (注8) 担保・保証控除後債権額とは、農協法に基づく開示債権額から、担保・保証付債権額を控除した債権残高です。
- (注9) 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況 該当する取引はありません。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 (単位：百万円)

区 分	令和6年度					令和7年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	9	3	—	9	3	3	0	—	3	0
うち信用	8	2	—	8	2	2	0	—	2	0
うちその他	1	0	—	1	0	0	0	—	0	0
個別貸倒引当金	202	172	0	202	172	172	152	3	169	152
うち信用	201	170	—	201	170	170	150	3	167	150
うちその他	1	1	0	1	1	1	1	0	1	1
合 計	212	175	0	212	175	175	152	3	172	152

貸出金償却の額 (単位：百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
貸出金償却額	0	—

(注) 貸出金償却額は、個別貸倒引当金相殺前の金額を表示しています。

国内為替取扱実績

(単位：千件、百万円)

種 類		令和6年度		令和7年度	
		仕 向	被仕向	仕 向	被仕向
送金・振込為替	件数	101	435	9	27
	金額	64,381	107,505	10,795	6,204
代金取立為替	件数	0	—	—	—
	金額	—	—	—	—
雑為替	件数	16	16	1	1
	金額	23,150	23,172	2,013	1,999
合 計	件数	117	451	10	28
	金額	87,532	130,678	12,809	8,203

有価証券に関する指標

種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
国債	5,492	8,169	2,676
地方債	400	400	—
政府保証債	—	—	—
金融債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	10,001	10,099	98
株式	—	—	—
その他の証券	—	—	—
合 計	15,893	18,669	2,775

商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1年以下	1年起3年以下	3年起5年以下	5年起7年以下	7年起10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
令和6年度								
国債	200	99	299	—	1,496	3,746	—	5,842
地方債	—	—	—	—	—	400	—	400
政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
金融債	—	—	—	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	—	—	700	300	1,200	7,896	—	10,098
株式	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—
令和7年度								
国債	99	299	299	612	2,791	4,982	—	9,086
地方債	—	—	—	—	—	400	—	400
政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
金融債	—	—	—	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	—	200	801	500	1,400	7,196	—	10,098
株式	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—

有価証券等の時価情報等

有価証券の時価情報

〔売買目的有価証券〕

該当する取引はありません。

〔満期保有目的の債券〕

(単位：百万円)

種 類		令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	301	302	0	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	政府保証債	—	—	—	—	—	—
	金融債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小計	301	302	0	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	4,968	4,476	△ 491	8,666	7,538	△ 1,128
	地方債	400	344	△ 55	400	317	△ 82
	政府保証債	—	—	—	—	—	—
	金融債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	10,098	8,427	△ 1,671	10,098	7,681	△ 2,416
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小計	15,466	13,248	△ 2,218	19,164	15,537	△ 3,627
合 計		14,767	13,550	△ 2,217	19,164	15,537	△ 3,627

【その他有価証券】

(単位：百万円)

種 類		令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	97	97	0	—	—	—
	国債	97	97	0	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小計	97	97	0	—	—	—
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	593	475	△ 117	593	420	△ 173
	国債	593	475	△ 117	593	420	△ 173
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小計	593	475	△ 117	593	420	△ 173
合 計		690	572	△ 117	593	420	△ 173

金銭の信託の時価情報

該当する取引はありません。

デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

共済取扱実績

長期共済保有高

(単位：件、千円)

種 類		令和6年度		令和7年度	
		件数	金額	件数	金額
生 命 系	終身共済	19,351	129,428,150	19,123	119,270,598
	定期生命共済	971	7,487,310	1,070	8,242,130
	養老生命共済	5,778	24,181,627	5,331	20,967,023
	うち子ども共済	4,206	13,037,925	4,067	11,955,693
	医療共済	14,151	2,951,850	14,095	2,488,550
	がん共済	2,938	376,500	3,298	337,000
	定期医療共済	574	1,612,200	509	1,484,500
	介護共済	2,961	4,049,545	3,023	4,263,149
	認知症共済	152		169	
	生活障害共済	1,725		1,822	
	特定重度疾病共済	1,176		1,275	
	年金共済	12,941	289,000	12,677	249,000
	建物更生共済	24,079	309,348,163	23,428	302,179,956
	合 計	86,797	479,724,346	85,820	459,481,908

(注) 「種類欄」は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期特約金額等を含む))を記載しています。

医療系共済の共済金額保有高

(単位：件、千円)

種 類	令和6年度		令和7年度	
	件数	金額	件数	金額
医療共済		51,887		42,467
	14,151	865,930	14,095	1,095,181
がん共済		16,650		13,552
	2,938		3,298	90,249
定期医療共済	574	2,815	509	2,496
合 計		71,352		58,515
	17,663	865,930	17,902	1,185,430

(注) 金額は、年度末の入院共済金額(医療共済及びがん共済の上段は入院共済金額、下段は治療共済金額、定期医療共済は入院共済金額)です。

介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：件、千円)

種 類	令和6年度		令和7年度	
	件数	金額	件数	金額
介護共済	2,961	6,664,918	3,023	7,005,031
認知症共済	152	207,400	169	222,400
生活障害共済（一時金型）	904	5,040,400	962	5,309,000
生活障害共済（定期年金型）	821	669,200	860	695,620
特定重度疾病共済	1,176	996,300	1,275	1,081,000

(注) 「種類欄」は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

年金共済の年金保有高

(単位：件、千円)

種 類	令和6年度		令和7年度	
	件数	金額	件数	金額
年金開始前	8,499	3,542,602	8,111	3,363,848
年金開始後	4,442	1,493,891	4,566	1,576,017
合 計	12,941	5,036,494	12,677	4,939,865

(注) 金額は、年金金額を記載しています。

短期共済新契約高

(単位：百万円)

種 類	令和6年度			令和7年度		
	件数	金額	掛金	件数	金額	掛金
火災共済	3,462	40,760,870	39,642	3,473	40,542,190	38,905
自動車共済	16,094		787,524	16,206		826,259
傷害共済	12,655	42,457,520	34,724	11,355	40,784,520	32,358
団体定期生命共済	—	—	—	—	—	—
定額定期生命共済	—	—	—	—	—	—
賠償責任共済	324		1,997	319		2,024
自賠責共済	5,174		88,099	5,307		90,977
合 計	37,709		951,988	36,660		990,525

(注1) 「種類欄」は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線）を記載しています。

農業関連事業取扱実績

買取購買品（生産資材）取扱実績

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度
飼料	1,072	1,066
肥料	392	428
農薬	229	242
保温資材	14	12
包装資材	9	11
農業機械	652	739
購買家畜	815	934
その他	187	194
合 計	3,375	3,630

(注) 受託購買はありません。

受託販売品取扱実績

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度
米	415	358
種粉	77	187
麦	2	0
大豆	0	0
トマト・なす	709	767
栗	127	161
茶	2	2
その他農産物	143	155
畜産物	3,417	3,499
合 計	4,895	5,135

買取販売品取扱実績

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度
米	414	757
水田活用米殻	29	23

保管事業取扱実績

(単位：百万円)

項 目		令和6年度	令和7年度
収 益	保管料	8	4
	荷役料	－	－
	その他の収益	1	0
	計	9	4
費 用	保管材料費	－	－
	保管労務費	－	－
	その他の費用	4	2
	計	4	2

その他取扱実績

(単位：百万円、取扱数量は各単位)

種 類	令和6年度		令和7年度	
	取扱数量	取扱高	取扱数量	取扱高
哺育センター事業	198(頭)	156	115(頭)	141
堆肥センター事業	19,970(m)	75	19,129(m)	74
加工事業	－(t)	－	－(t)	－
利用事業		576		666
作業受委託事業	89(ha)	16	95(ha)	16

生活その他事業取扱実績

買取購買品(生活資材)取扱実績

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度
石油類	1,317	1,228
自動車	270	242
米	118	135
食料品	579	560
電化製品	6	6
耐久資材	119	93
衣料品	5	4
保健用品	1	0
日用品	192	196
L Pガス	205	192
その他	39	30
合 計	2,857	2,693

(注) 受託購買はありません。

その他取扱実績

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度
葬祭事業	489	240

指導事業

(単位：百万円)

項 目		令和6年度	令和7年度
収 入	賦課金	－	－
	指導事業補助金	4	2
	実費収入	6	5
	計	10	8
支 出	経営改善費	17	14
	生活改善費	5	4
	教育情報費	10	10
	計	32	30

【経営資料】 経営諸指標

利益率

(単位: %)

項 目	令和6年度	令和7年度	増 減
総資産経常利益率	0.09	0.14	0.05
資本経常利益率	2.07	3.06	0.98
総資産当期純利益率	0.05	0.07	0.01
資本当期純利益率	1.33	1.69	0.36

○総資産利益率

総資産に対する利益（経常利益または当期純利益）の割合であり、値が高いほど資金運用の効率と収益性が高いことを意味します。

$$\text{総資産経常利益率 (\%)} = \frac{\text{経常利益}}{\text{総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高}} \times 100$$

$$\text{総資産当期純利益率 (\%)} = \frac{\text{当期剰余金 (税引後)}}{\text{総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高}} \times 100$$

○資本利益率

利益（経常利益または当期純利益）と資本の割合で、1単位の資本でいくらの利益をあげることができるかということの意味し、値が高いほど収益性が高いことを意味します。

$$\text{資本経常利益率 (\%)} = \frac{\text{経常利益}}{\text{純資産勘定平均残高}} \times 100$$

$$\text{資本当期純利益率 (\%)} = \frac{\text{当期剰余金 (税引後)}}{\text{純資産平均残高}} \times 100$$

貯貸率・貯証率

(単位: %)

	区 分	令和6年度	令和7年度	増 減
貯貸率	期末	13.89	14.48	0.58
	期中平均	13.09	13.68	0.58
貯証率	期末	6.68	8.39	1.70
	期中平均	6.20	7.59	1.38

$$\text{貯貸率 (期末) (\%)} = \frac{\text{貸出金残高}}{\text{貯金残高}} \times 100 \quad \text{貯貸率 (期中平均) (\%)} = \frac{\text{貸出金平均残高}}{\text{貯金平均残高}} \times 100$$

$$\text{貯証率 (期末) (\%)} = \frac{\text{有価証券残高}}{\text{貯金残高}} \times 100 \quad \text{貯証率 (期中平均) (\%)} = \frac{\text{有価証券平均残高}}{\text{貯金平均残高}} \times 100$$

【経営資料】 自己資本の充実の状況

自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	12,117	12,273
うち、出資金及び資本準備金の額	2,685	2,680
うち、再評価補立金の額	0	0
うち、利益剰余金の額	9,485	9,652
うち、外部流出予定額(△)	39	39
うち、上記以外に該当するものの額	△ 14	△ 20
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	3	0
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	3	0
うち、適格引当金コア資本算入額	－	－
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、 コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	12,120	12,273
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージサービングライツに係るものを除く。)の額の合計額	114	113
うち、のれんに係るものの額	－	－
うち、のれん及びモーゲージサービングライツに係るものの以外の額	114	113
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	－	－
適格引当金不足額	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－
前払年金費用の額	－	－
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	－
特定項目に係る10パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージサービングライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	－	－
特定項目に係る15パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージサービングライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	－	－
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	114	113
自己資本		
自己資本の額 ((イ)－(ロ)) (ハ)	12,005	12,159
リスクアセット等		
信用リスクアセットの額の合計額	84,364	82,048
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を 用いて算出したリスクアセットの額から経過措置を用いずに算出したリスクアセットの 額を控除した額(△)		－
マーケットリスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額		－
勘定間の振替分		－
オペレーションナルリスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	3,020	3,001
フロア調整額		－
リスクアセット等の額の合計額 (ニ)	87,385	85,050
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ)／(ニ))	13.73%	14.29%

(注1) 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。

(注2) 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法、オペレーションナル・リスク相当額にあたっては標準的計算法で算出しており、算出に使用するILMについては、令和6年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

(注3) 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資の額ならびに区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット		令和6年度			令和7年度		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
信用リスク・アセット	現金	966	—	—	852	—	—
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	5,969	—	—	9,279	—	—
	外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
	国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	4,821	—	—	5,043	—	—
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
	国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
	地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
	我が国の政府関係機関向け	300	30	1	300	30	1
	地方三三社向け	636	127	5	—	—	—
	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	191,260	38,302	1,532	177,817	35,613	1,424
	〔うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け〕	—	—	—	—	—	—
	カード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
	法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	10,123	3,924	156	10,077	3,889	155
	〔うち特定貸付債権向け〕	—	—	—	—	—	—
	中堅中小企業等向け及び個人向け	3,218	1,760	70	3,463	2,057	82
	〔うちトランザクティブ向け〕	72	32	1	87	39	1
	不動産関連向け	12,466	4,536	181	11,554	4,265	170
	〔うち自己居住用不動産等向け〕	12,021	4,263	170	11,195	4,049	161
	〔うち賃貸用不動産向け〕	422	259	10	347	210	8
	〔うち事業用不動産関連向け〕	—	—	—	—	—	—
	〔うちその他不動産関連向け〕	22	13	0	11	5	0
	〔うちADO向け〕	—	—	—	—	—	—
	劣後債券及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—
	延滞等向け(自己居住用不動産関連向けを除く。)	228	41	1	211	49	1
	自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	25	24	0	24	23	0
	取立未済手形	29	5	0	29	5	0
	信用保証協会等による保証付	10,377	—	40	11,376	—	44
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
	株式等	—	—	—	—	—	—
	共済約款貸付	945	945	37	919	1,195	47
	上記以外	17,748	33,641	1,345	17,888	33,794	1,351
	〔うち重要な出資のエクスポージャー〕	—	—	—	—	—	—
	〔うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー〕	—	—	—	—	—	—
	〔うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー〕	10,448	26,120	1,044	10,448	26,120	1,044
	〔うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー〕	147	367	14	155	389	15
	〔うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー〕	—	—	—	—	—	—
	〔うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー〕	—	—	—	—	—	—
	〔うち上記以外のエクスポージャー〕	7,153	7,153	286	7,284	7,284	291
	証券化	—	—	—	—	—	—
	〔うちSTC要件適用分〕	—	—	—	—	—	—
	〔短期STC要件適用分〕	—	—	—	—	—	—
	〔うち不良債権証券化適用分〕	—	—	—	—	—	—
	〔うちSTC不良債権証券化適用対象外分〕	—	—	—	—	—	—
	再証券化	—	—	—	—	—	—
	リスクウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
	〔うちリテラシー方式〕	—	—	—	—	—	—
	〔うちマニフェスト方式〕	—	—	—	—	—	—
	〔うち蓄然性方式250%〕	—	—	—	—	—	—
	〔うち蓄然性方式400%〕	—	—	—	—	—	—
	〔うちフォールバック方式〕	—	—	—	—	—	—
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスクアセットの額に算入されなかったものの額(△)	—	—	—	—	—	—
	標準的手法を適用するエクスポージャー	259,117	84,364	3,374	248,838	82,048	3,281
	CVAリスク相当額÷8% (簡易法)	—	—	—	—	—	—
	中央清算所間関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
	合計 (信用リスク・アセットの額)	259,117	84,364	3,374	248,838	82,048	3,281
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 (基礎的手法)		オペレーショナルリスク相当額を 8%で乗じて得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%	オペレーショナルリスク相当額を 8%で乗じて得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%
		3,020		120	3,001		120
所要自己資本額計		リスクアセット等 (分母)計 a		所要自己資本額 b=a×4%	リスクアセット等 (分母)計 a		所要自己資本額 b=a×4%
		87,385		3,495	85,050		3,402

- (注1) 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- (注2) 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- (注3) 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかわるエクスポージャーのことです。
- (注4) 「上記以外」には、未決済取引、その他の資産（固定資産等）、間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	3,020	3,001
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	120	120
BI	2,013	2,001
BIC	241	240

(注) オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

信用リスクに関する事項

標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- (ア) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の信用格付業者による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

信用格付業者
株式会社格付投資情報センター (R&I)、株式会社日本格付研究所 (JCR) ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's) S&Pグローバル・レーティング (S&P)、フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

(注)「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための推目のことです。

- (イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する信用格付業者の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポートジャー	信用格付業者	カントリー・リスク・スコア
中央政府及び中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポートジャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポートジャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポートジャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポートジャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

信用リスクに関するエクスポートジャー（業種別、残存期間別）及び延滞エクスポートジャーの期末残高

(単位：百万円)

		令和6年度				令和7年度			
		信用リスクに関するエクスポートジャーの残高		延滞エクスポートジャー		信用リスクに関するエクスポートジャーの残高		延滞エクスポートジャー	
		うち貸出金等	うち債券			うち貸出金等	うち債券		
法人	農業	258	258	—	—	270	270	—	—
	林業	8	8	—	—	7	7	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	714	211	503	44	676	172	503	40
	鉱業	0	0	—	—	0	0	—	—
	建設・不動産業	251	151	100	4	238	138	100	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	7,514	—	7,514	—	7,514	—	7,514	—
	運輸・通信業	2,004	—	2,004	—	2,004	—	2,004	—
	金融・保険業	191,260	2,502	—	—	177,817	2,502	—	—
	卸売・小売・飲食サービス業	87	87	—	—	78	78	—	—
	日本国政府・地方公共団体	11,426	5,057	6,369	—	14,323	4,643	9,680	—
	上記以外	16	16	—	—	12	12	—	—
	個人	25,877	25,877	—	204	26,202	26,202	—	194
	その他	19,695	—	—	—	19,691	—	—	—
業種別残高計		259,117	34,171	16,492	253	248,838	34,029	19,802	235
残存期間別残高計	1年以下	190,022	1,064	200		175,813	398	100	
	1年超3年以下	1,203	1,103	100		2,188	1,687	501	
	3年超5年以下	3,580	2,577	1,003		2,920	1,815	1,104	
	5年超7年以下	1,761	1,459	301		3,065	1,950	1,114	
	7年超10年以下	5,585	2,883	2,702		7,127	2,926	4,201	
	10年超	36,281	24,097	12,184		37,195	24,413	12,781	
	期間の定めのないもの	20,682	987	—		20,528	837	—	
	残存期間別残高計	259,117	34,171	16,492		248,838	34,029	19,802	

(注1) 信用リスクに関するエクスポートジャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみならず計算が適用されるエクスポートジャーに該当するもの、証券化エクスポートジャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

(注2) 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポートジャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。

(注3) 「延滞エクスポートジャー」とは、次の事由が生じたエクスポートジャーをいいます。

(1) 金融機能再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準する債権」、「危険債権」要管理債権」に該当すること。

(2) 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。

(3) 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

(注4) 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和6年度					令和7年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	9	3	—	9	3	3	0	—	3	0
個別貸倒引当金	202	172	0	202	172	172	152	3	169	152

業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

		令和6年度						令和7年度					
		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却
				目的使用	その他					目的使用	その他		
法人	農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	36	40	—	36	40	—	40	37	—	40	37	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	7	4	—	7	4	—	4	—	—	4	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		158	127	0	158	127	0	127	114	3	124	114	—
業 種 別 計		202	172	0	202	172	0	172	152	3	169	152	—

(注) 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

信用リスクアセット残高内訳表

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	リスク・ウェイト (%)	令和6年度					
		CCF-信用/リスク削減効果適用前		CCF-信用/リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの 加重平均値 (%)
		オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用/リスク の額	
		A'	B'	C'	D'	E'	F'
現金	0	966	—	966	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	5,969	—	5,969	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	0	4,821	—	4,821	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	10～20	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	10～20	300	—	300	—	30	10
地方三公社向け	20	636	—	636	—	127	20
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	191,260	—	191,260	—	38,302	20
〔うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け〕	20～150	—	—	—	—	—	—
カード・ポイント向け	10～100	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150	10,109	140	9,994	14	3,924	39
〔うち特定貸付債権向け〕	20～150	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	3,084	1,340	2,239	134	1,760	74
〔うちトランザクター向け〕	45	—	729	—	72	32	45
不動産関連向け	20～150	12,466	—	12,384	—	4,536	37
〔うち自己居住用不動産等向け〕	20～75	12,021	—	11,950	—	4,263	36
〔うち賃貸用不動産向け〕	30～150	422	—	412	—	259	63
〔うち事業用不動産関連向け〕	70～150	—	—	—	—	—	—
〔うちその他不動産関連向け〕	60	22	—	21	—	13	60
〔うちADC向け〕	100～150	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	150	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	50～150	54	17	54	1	41	74
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	24	—	24	—	24	100
取立未済手形	20	29	—	29	—	5	20
信用保証協会等による保証付	0～10	10,377	—	10,237	—	1,023	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—	—	—	—	—
株式等	250～400	945	—	945	—	945	100
共済約款貸付	0	—	—	—	—	—	—
上記以外	100～1250	17,748	—	17,748	—	33,641	190
〔うち重要な出資のエクスポージャー〕	1250	—	—	—	—	—	—
〔うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー〕	250～400	—	—	—	—	—	—
〔うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー〕	250	10,448	—	10,448	—	26,120	250
〔うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー〕	250	147	—	147	—	367	250
〔うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー〕	250	—	—	—	—	—	—
〔うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー〕	150	—	—	—	—	—	—
〔うち右記以外のエクスポージャー〕	100	7,153	—	7,153	—	7,153	100
証券化	—	—	—	—	—	—	—
〔うちSTC要件適用分〕	—	—	—	—	—	—	—
〔うち短期STC要件適用分〕	—	—	—	—	—	—	—
〔うち不良債権証券化適用分〕	—	—	—	—	—	—	—
〔うちSTC-不良債権証券化適用対象外分〕	—	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—
未決済取引	—	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスクアセットの額に算入されなかったものの額（△）	—	—	—	—	—	—	—
合計（信用リスクアセットの額）	—	—	—	—	—	84,364	—

信用リスクアセット残高内訳表

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	リスク・ウェイト (%)	令和7年度					
		CCF-信用/リスク削減効果適用前		CCF-信用/リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの 加重平均値 (%)
		オンバランス 資産項目	オフバランス 資産項目	オンバランス 資産項目	オフバランス 資産項目	信用/リスクセ ットの額	
		A	B	C	D	E	F
現金	0	852	—	852	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	9,279	—	9,279	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	0	5,043	—	5,043	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	10～20	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	10～20	300	—	300	—	30	10
地方三公社向け	20	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	177,817	—	177,817	—	35,613	20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20～150	—	—	—	—	—	—
カード・ポスト向け	10～100	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150	10,059	173	9,955	17	3,889	39
（うち特定貸付債権向け）	20～150	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	3,343	1,200	2,635	120	2,057	75
（うちトランザクター向け）	45	—	876	—	87	39	45
不動産関連向け	20～150	11,554	—	11,468	—	4,265	37
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	11,195	—	11,121	—	4,049	36
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	347	—	338	—	210	62
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	—	—	—	—	—	—
（うちその他不動産関連向け）	60	11	—	8	—	5	60
（うちADC向け）	100～150	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他の資本性証券等	150	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	50～150	57	20	57	2	49	84
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	23	—	23	—	23	100
取立未済手形	20	29	—	29	—	5	20
信用保証協会等による保証付	0～10	11,376	—	11,230	—	1,122	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—	—	—	—	—
株式等	250～400	919	—	919	—	1,195	130
共済約款貸付	0	—	—	—	—	—	—
上記以外	100～1250	17	—	17,888	—	33,794	189
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	—	—	—	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通 出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの 以外のものに係るエクスポージャー）	250～400	—	—	—	—	—	—
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250	10,448	—	10,448	—	26,120	250
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエ クスポージャー）	250	155	—	155	—	389	250
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有して いる他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手 段に関するエクスポージャー）	250	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有して いない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達 手段に係るエクスポージャー）	150	—	—	—	—	—	—
（うち右記以外のエクスポージャー）	100	7,284	—	7,284	—	7,284	100
証券化	—	—	—	—	—	—	—
（うちSTC要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うち短期STC要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うち不良債権証券化適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うちSTC-不良債権証券化適用対象外分）	—	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—
未決済取引	—	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに 係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったもの の額（△）	—	—	—	—	—	—	—
合計（信用リスク・アセットの額）	—	—	—	—	—	81,964	—

令和6年度

(単位：百万円)

	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）												
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計						
我が国の中央政府及び中央銀行向け	5,969	—	—	—	—	—	5,969						
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—						
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—						
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計					
我が国の地方公共団体向け	4,821	—	—	—	—	—	—	4,821					
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—					
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—					
我が国の政府関係機関向け	—	300	—	—	—	—	—	300					
地方三公社向け	—	—	636	—	—	—	—	636					
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計					
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—					
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計				
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	190,759	500	—	—	—	—	—	0	191,260				
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計				
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計			
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	3,905	5,916	—	—	—	185	—	—	1	10,008			
（うち特定貸付債権向け）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
	100%	150%	250%	400%	その他	合計							
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—						
株式等	—	—	—	945	—	—	—	945					
	45%	75%	100%	その他	合計								
中堅中小企業等向け及び個人向け	72	2,210	10	79	2,373								
（うちトランザクター向け）	72	—	—	—	72								
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向けうち自己居住用不動産等向け	—	—	—	10,260	—	—	—	—	—	—	741	948	11,950
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
不動産関連向けうち賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	399	—	—	—	13	—	412	
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計						
不動産関連向けうち事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—					
	60%	その他	合計										
不動産関連向けうちその他不動産関連向け	21	—	21										
	100%	150%	その他	合計									
不動産関連向けうちADC向け	—	—	—	—									
	50%	100%	150%	その他	合計								
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	40	3	11	0	56								
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	24	—	—	24								
	0%	10%	20%	100%	その他	合計							
現金	966	—	—	—	—	966							
取立未済手形	—	—	29	—	—	29							
信用保証協会等による保証付	1	10,230	0	0	5	10,237							
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—							
共済約款貸付	—	—	—	—	—	—							

ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後及び信用リスク削減手法の効果을 勘案した後のエクスポージャーの額
令和7年度 (単位: 百万円)

	信用リスク・エクスポージャーの額（CCCF・信用リスク削減手法適用後）												
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計						
我が国の中央政府及び中央銀行向け	9,279	—	—	—	—	—	9,279						
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—						
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—						
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計					
我が国の地方公共団体向け	5,043	—	—	—	—	—	—	5,043					
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—					
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—					
我が国の政府関係機関向け	—	300	—	—	—	—	—	300					
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—					
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計					
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—					
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計				
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	177,317	500	—	—	—	—	—	0	177,817				
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計				
カバーード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計			
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	3,906	5,915	—	—	—	150	—	—	0	9,973			
（うち特定貸付債権向け）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
	100%	150%	250%	400%	その他	合計							
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
株式等	—	—	919	—	—	—	—	—	919				
	45%	75%	100%	その他	合計								
中堅中小企業等向け及び個人向け	87	2,544	71	51	2,755								
（うちトランザクター向け）	87	—	—	—	87								
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向けうち自己居住用不動産等向け	—	—	—	—	9,445	—	—	—	—	—	858	816	11,121
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
不動産関連向けうち賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	330	—	—	—	7	—	338	
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計						
不動産関連向けうち事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	60%	その他	合計										
不動産関連向けうちその他不動産関連向け	8	—	8										
	100%	150%	その他	合計									
不動産関連向けうちADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	50%	100%	150%	その他	合計								
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	37	3	17	0	59								
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	23	—	—	23								
	0%	10%	20%	100%	その他	合計							
現金	852	—	—	—	—	852							
取立未済手形	—	—	29	—	—	29							
信用保証協会等による保証付	1	11,224	—	—	—	11,230							
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—							
共済約款貸付	—	—	—	—	—	—							

資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

（単位：百万円）

リスクウェイトの区分	令和6年度				令和7年度			
	CCF-信用リスク削減効果適用前		CCFの加重 平均値 (%)	資産の額及び与信相当 額の合計額（CCF-信用 リスク削減効果適用後）	CCF-信用リスク削減効果適用前		CCFの加重 平均値 (%)	資産の額及び与信相当 額の合計額（CCF-信用 リスク削減効果適用後）
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目			オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	230,486	—	—	229,345	219,737	—	—	218,729
40%～70%	6,389	729	10	6,451	6,302	876	10	6,380
75%	2,934	460	10	2,952	3,398	289	10	3,403
80%	—	0	12	0	—	—	—	—
85%	52	103	10	61	37	1	10	38
90%～100%	211	140	10	224	233	174	10	249
105%～130%	—	—	—	—	—	—	—	—
150%	22	17	10	24	23	20	10	25
250%	945	—	—	945	919	—	—	919
400%	—	—	—	—	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	4	46	10	8	5	33	10	7
合 計	241,046	1,498	10	240,015	230,658	1,394	10	229,754

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当ＪＡでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当ＪＡでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいすれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額 (単位：百万円)

区分	令和6年度		令和7年度	
	適格金融資産担保	保証	適格金融資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者及び保健会社向け	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	1	—	0	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	8	—	6	—
自己居住用不動産等向け	—	863	—	744
賃貸用不動産向け	—	—	—	—
事業用不動産連動向け	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
中央精算機関関連	—	—	—	—
上記以外	—	1	—	1
合計	10	865	6	745

- (注1)「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
- (注2)「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- (1)金融機関再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」「要管理債権」に該当すること。
- (2)重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
- (3)3カ月以上原簿額を超過した当座貸越であること。
- (注3)「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに分散化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- (注4)「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

CVAリスク(※)に関する事項

該当する取引はありません。

※派生商品(デリバティブ)取引において、相手方の信用力を評価額に反映させる調整額(CAV)が、相手方の信用力の低下により変動するリスクのこと。

マーケット・リスク(※)に関する事項

当JAは自己資本比率算出上、マーケットリスク相当額に係る額を不算入としております。

※金利、為替、株式等の様々なリスク要因が変動することにより、資産・負債の価値の変動、資産・負債から生み出される収益の変動によって損失を被るリスクのこと。

一定要件を満たす場合、自己資本比率算出においてマーケット・リスクを不算入とすることができる。

オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続の概要

当JAでは以下の内容によりオペレーショナル・リスクを管理しています。

○オペレーショナル・リスク管理方針

当組合では、オペレーショナル・リスク管理方針を策定し、オペレーショナル・リスクを「収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において損失を被るリスク」と定義しています。

当該リスクにつきましては、以下のとおり「事務リスク管理規定」、「システムリスク管理マニュアル」などを策定して管理を行っております。

○事務リスク管理規定

当組合では事務リスクを「役職員が関係法令・定款・規定・要領等（以下「諸規定」という。）に定められたとおり事務処理を行うことを怠ること、あるいは自己・不正等を起こすことにより、当組合が損失を被るリスク」と定義しており、以下のとおり各部署が責務を果たすことで事務リスクの削減及び再発防止に取り組んでおります。

(1) 支店長・事業所長

- ① 正確かつ効率的な事務の徹底に係る職員の指導
- ② 事務ミス発生後の事務対応及び再発防止策の策定

(2) 事業所管理部署

- ① 事業所で行う事務処理の助言・指導
- ② 事務ミス発生後の修復に必要な事務対応に係る指示
- ③ 再発防止策の検証・定着状況の確認

(3) 内部監査部署

- ① 支店・事業所等、事業所管理部署及びリスク管理部署に求められる役割が適切に実施されているかの確認
- ② 事務管理態勢の適切性・有効性の検証及び評価

○システムリスク管理マニュアル

当組合では、システムリスクを「コンピューターシステムの停止または誤作動などシステムの不備等、またはコンピューターの不正使用により、組合が経営上損失を被るリスク」と定義しておりシステムリスク管理マニュアルを策定のうえ対応を行っております。

リスク管理にあたっては、システムリスク管理担当部署を設置し、統一システム（信連、全農、全共連、地区電算が開発・運用するシステム）について各事業部門と連携して各部門毎にリスク管理態勢を構築することで、各部門責任者がトラブルの未然防止の視点、トラブル発生時の視点において適切な行動がとれるように具体的な取り組み方を示しています。

◇BIの算出方法

BI（事業規模指標）の額は、ILDC（金利要素）、SC（役務要素）およびFC（金融商品要素）を合計して算出しております。なお、ILDC、SCおよびFCの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。

◇ILMの算出方法

ILM（内部損失乗数）は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した即主損失の有無（特殊損失を除外した場合）には、その理由も含む）該当ありません。

出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社 および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めている。系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等また株式等エクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて減損処理を行い、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて減損処理を行っています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表 計上額	時価評価額	貸借対照表 計上額	時価評価額
上 場	—	—	—	—
非 上 場	11,394	11,394	11,368	11,368
合 計	11,394	11,394	11,368	11,368

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和6年度			令和7年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

令和6年度		令和7年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

(単位：百万円)

令和6年度		令和7年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

金利リスクに関する事項

金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当ＪＡでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスクの管理方針および手続については以下のとおりです。

リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明
当ＪＡでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明
当ＪＡは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- ・金利リスク計測の頻度
毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。
- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明
当ＪＡは、金利スワップ等のヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。また、金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上および監査上の取扱い」（日本公認会計士協会）に規定する繰延ヘッジに依っています。

金利リスクの算定手法の概要

当ＪＡでは、経済価値ベースの金利リスク量（ Δ EVE）については、金利感応度ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、ステイプ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、 Δ EVEおよび Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明
変動はありません。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

Δ EVEおよび Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
- ・金利リスク計測の前提およびその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEおよび Δ NIIと大きく異なる点）
特段ありません。

金利リスクに関する事項

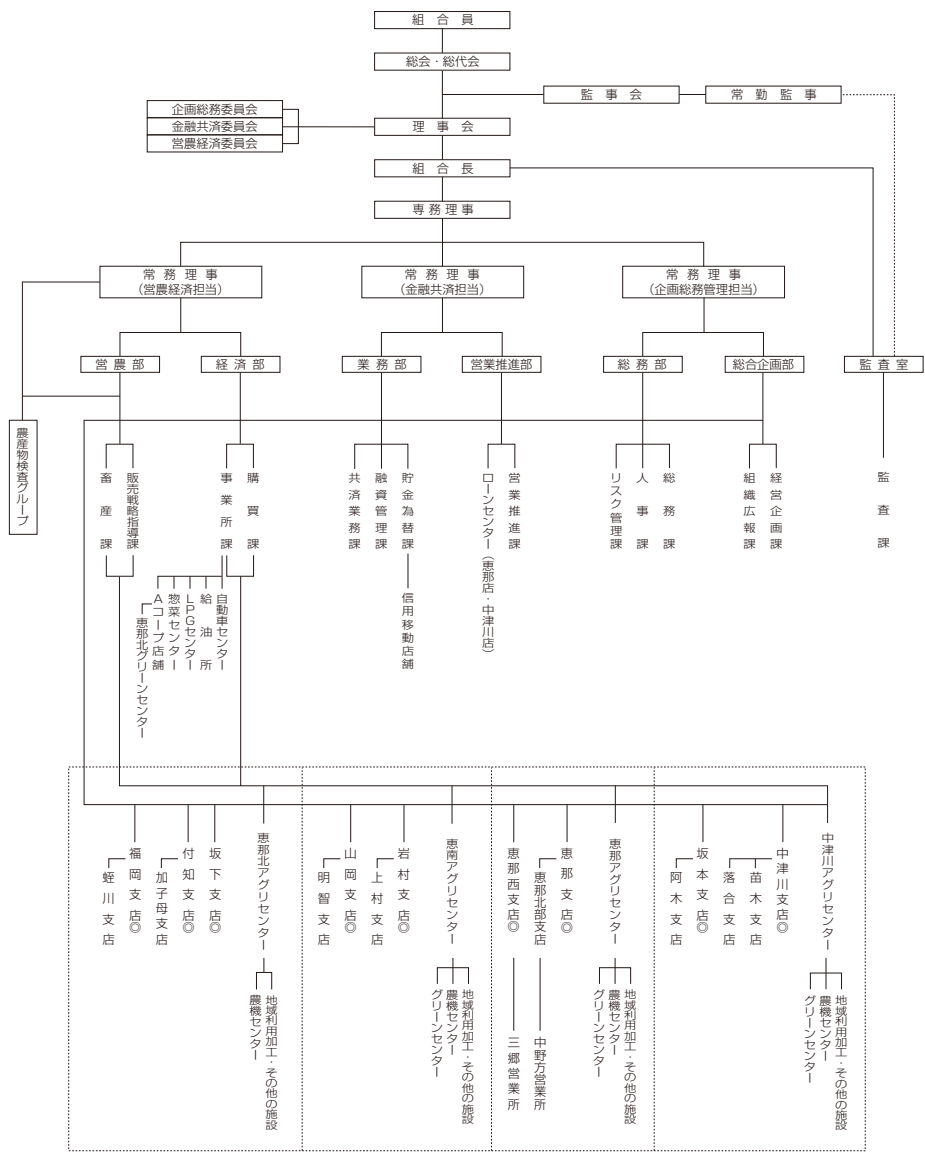
（単位：百万円）

IRRBB1：金利リスク					
項番		Δ EVE		Δ NII	
		令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
1	上方パラレルシフト	739	541	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	280	465
3	スティープ化	1,616	1,504		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	長期金利上昇	687	702		
7	最大値	1,616	1,504		
		令和6年度		令和7年度	
8	自己資本の額	12,005		12,159	

JAの概要

組織機構図

【令和8年7月末現在】



○総合支店：貸出業務取扱店舗

沿革

平成10年	4月	J A ひがしみの誕生
	10月	加子母支店移転新築オープン
平成11年	10月	訪問介護センター開設
平成13年	3月	えなグリーンセンターオープン
	5月	福岡支店移転新築オープン
	7月	岩村支店移転新築オープン
平成14年	3月	山岡水稲育苗施設竣工
	4月	中津川グリーンセンターオープン
平成15年	11月	農産生産法人(有)サボートひがしみの設立
平成16年	8月	JASTEM(全国系統オンラインシステム)移行
平成17年	2月	恵那北グリーンセンターオープン
	4月	J A 葬祭ひがしみの中央ホールオープン
	10月	坂下支店山口営業所オープン
	11月	
平成18年	5月	恵南ライスセンター竣工
平成19年	2月	J A 葬祭ひがしみの恵南ホールオープン
	3月	26支店10営業所で営業開始
	4月	恵南グリーンセンターオープン
	6月	坂下堆肥センター二次発酵施設増設
平成20年	2月	21支店13営業所で営業開始
	2月	恵那西支店オープン
	3月	恵那北部支店中野方営業所移転新築オープン
平成21年	4月	J A 葬祭ひがしみの恵那北ホールオープン
	6月	JASS-PORT岩村オープン
平成22年	4月	ローンセンター(現ローンセンター恵那店)オープン
	6月	灯油配送センター開設
平成23年	4月	21支店7営業所で営業開始
	4月	JASS-PORT恵那オープン
	12月	
平成24年	5月	山岡支店新築オープン
	5月	恵那西支店三郷営業所移転新築オープン
	10月	JASS-PORT福岡オープン
平成27年	8月	J A 葬祭ひがしみのアグリホールえなオープン
平成29年	3月	中津川支店新築オープン
	4月	ローンセンター中津川店オープン
令和元年	5月	明智支店新築オープン
令和4年	5月	付知支店移転新築オープン
	5月	18支店4営業所で営業開始
	6月	中津川農機センター移転新築オープン
令和5年	5月	恵那支店新築オープン
	5月	17支店4営業所で営業開始
令和6年	4月	17支店2営業所で営業開始
令和7年	4月	恵南グリーンセンター移転オープン
令和8年	4月	J A 葬祭ひがしみの恵南ホール移転新築オープン

組合員数

(単位：組合員、戸)

資 格 区 分			令和6年度末	令和7年度末	増 減
正組合員	個	人	18,541	18,354	△187
	法	人	83	88	5
	小	計	18,624	18,442	△182
准組合員	個	人	13,871	13,933	62
	法	人	302	299	△3
	小	計	14,173	14,232	59
合 計			32,797	32,674	△123
正 組 合 員 戸 数			14,258	14,193	△65
准 組 合 員 戸 数			11,789	11,911	122

役員一覧

【令和8年7月末現在】

役 職 名	氏 名	備 考
代表理事組合長	吉 村 利 己	
代表理事専務	水 野 富 夫	(企画総務管理担当専務兼任)
常 務 理 事	渡 邊 裕 之	(営農経済担当)
〃	市 岡 利 彦	(金融共済担当)
理 事	土 屋 厚 子	
〃	粥 川 茂 和	
〃	梅 本 信 枝	
〃	千 藤 重 明	
〃	青 木 清 次	
〃	丸 山 宗 亮	
〃	三 尾 智 恵 子	
〃	平 井 昭 子	
〃	本 多 弘 尚	
〃	堀 直 明	
〃	横 山 眞 直	
〃	田 口 勝 徳	
〃	神 谷 ゆ み 子	
〃	大 塩 康 彦	
〃	井 上 伊 久 夫	
〃	杉 浦 榮 治	
〃	古 井 敏 明	
〃	市 岡 豪	
〃	田 口 茂 和	
〃	市 川 直 樹	
〃	鈴 木 文 明	
〃	丹 羽 奈 津 子	
代 表 監 事	勝 宏 児	員 外 監 事
監 事	小 栗 和 晴	常 勤 監 事
〃	日 下 部 信 康	
〃	西 尾 学	
〃	樋 田 浩 和	
〃	安 藤 秀 徳	

特定信用事業代理業者の状況

該当する取引はありません。

地区一覧

中津川市、恵那市

組合員組織等

組 織 名	構成員数
農 事 改 良 組 合	511組織10,400戸
東 美 濃 担 い 手 協 議 会	26組織
東 美 濃 夏 秋 ト マ ト 生 産 協 議 会	113名
東 美 濃 夏 秋 な す 生 産 協 議 会	28名
東 美 濃 い ち ご 生 産 協 議 会	12名
東 美 濃 栗 振 興 協 議 会	139名
東 美 濃 肉 牛 生 産 組 合	30名
東 美 濃 和 牛 改 良 組 合	50名
東 美 濃 酪 農 協 議 会	10名
三 郷 米 麦 採 種 生 産 組 合	50名
J A ひ が し み の 女 性 部	947名
東 美 濃 農 協 青 壮 年 部	102名
J A ひ が し み の 年 金 友 の 会	16,835名

店舗等のご案内

【 ☎ 市外局番 (0573) 】

【令和8年7月末現在】

本店	中津川市茄子川1646-19	78-0123	■給油所		
■支店・営業所 (中津川地域)			①坂本給油所	中津川市千旦林1241-1	78-0003
中津川支店 ☎	中津川市新町5-13	65-3144	②恵那給油所 (JASS-PORT恵那)	恵那市長島町永田575-1	26-0701
苗木支店	中津川市苗木1711-6	65-4391	③岩村給油所 (JASS-PORT岩村)	恵那市岩村町飯羽間2586-1	43-3630
落合支店	中津川市落合873	69-3203	④加子母北給油所	中津川市加子母1445-1	79-2449
坂本支店	中津川市千旦林1450-2	68-2155	⑤福岡給油所 (JASS-PORT福岡)	中津川市福岡1189-1	72-2873
阿木支店	中津川市阿木190	63-2321	⑥灯油配送センター	中津川市千旦林1241-1	78-0738
(恵那地域)			■事業所		
恵那北部支店	恵那市笠置町姫栗1344-4	27-3344	⑦坂下経済センター	中津川市坂下3098-1	75-4610
中野方営業所	恵那市中野方町1796-14	23-2211	⑧加子母経済センター	中津川市加子母1445-6	79-2441
恵那西支店 ☎	恵那市武並町竹折1087-1	28-2026	⑨福岡経済センター	中津川市福岡927-11	72-2124
三郷営業所	恵那市三郷町佐々良木1463-1	28-1002	⑩恵那北経済センター	中津川市下野88-4	72-2308
恵那支店	恵那市長島町中野一丁目10-1	25-5291	⑪自動車センター	中津川市下野89-1	72-3080
(恵南地域)			⑫LPGセンター	中津川市茄子川1646-19	68-7744
岩村支店 ☎	恵那市岩村町770-16	43-2135	⑬中津川農機センター	中津川市手賀野341	62-0220
山岡支店	恵那市山岡町上手向582-1	56-2121	⑭恵那農機センター	恵那市長島町永田579	26-4135
明智支店	恵那市明智町875	54-2171	⑮恵南農機センター	恵那市山岡町上手向2627	56-2622
上村支店	恵那市上矢作町1880-4	47-2311	⑯恵那北農機センター	中津川市下野89-2	72-2039
(恵那北地域)			■利用施設等		
蛭川支店	中津川市蛭川2318-9	45-2311	⑰中津川カントリーエレベーター ☎	中津川市苗木2309-1-1	65-6644
坂下支店	中津川市坂下734-7	75-4111	⑱恵那カントリーエレベーター	恵那市三郷町野井1736	28-1919
加子母支店	中津川市加子母3741-3	79-2241	⑲恵那北カントリーエレベーター	中津川市下野87-2	72-3788
付知支店	中津川市付知町10219-8	82-2121	⑳坂本ライスセンター	中津川市千旦林1603	68-5394
福岡支店	中津川市福岡927-5	72-2121	㉑阿木ライスセンター	中津川市阿木308-2	63-2759
■ローンセンター			㉒恵南ライスセンター	恵那市山岡町田沢1970-1	56-2188
①ローンセンター中津川店	中津川市新町5-13	65-3145	㉓岩村ライスセンター	恵那市岩村町2871-18	43-3953
②ローンセンター恵那店	恵那市長島町中野一丁目10-1	26-2999	㉔蛭川ライスセンター	中津川市蛭川2830-6	45-3001
■アグリセンター			㉕坂下ライスセンター	中津川市坂下40117-32	75-4604
③中津川アグリセンター	中津川市手賀野340-1	62-4141	㉖苗木育苗センター	中津川市苗木2309-1-1	65-6644
④恵那アグリセンター	恵那市長島町永田579	26-2982	㉗阿木育苗センター	中津川市阿木308-2	63-2759
⑤恵南アグリセンター	恵那市山岡町上手向2627	56-2171	㉘野井育苗センター	恵那市三郷町野井1736	28-1919
⑥恵那北アグリセンター	中津川市下野285	72-4113	㉙笠岡育苗センター	恵那市笠置町河合949	080-5030-1545
■グリーンセンター			㉚山岡育苗センター	恵那市山岡町田沢2357	56-3509
⑦中津川グリーンセンター	中津川市手賀野340-1	62-4147	㉛上村育苗センター	恵那市上矢作町2665-5	47-2584
⑧えなグリーンセンター	恵那市長島町永田579	20-2636	㉜付知育苗センター	中津川市付知町10219-8	82-2553
⑨恵南グリーンセンター	恵那市山岡町上手向2627	56-3430	㉝福岡育苗センター	中津川市福岡1660-20	72-2607
⑩恵那北グリーンセンター	中津川市福岡927-11	72-2233	㉞種子センター	恵那市三郷町佐々良木194-161	28-1110
■Aコープ店			㉟中津川川・マト選果場	中津川市茄子川1646-19	68-6788
⑪Aコープ阿木店	中津川市阿木190	63-2323	㊱恵那果菜選果場	恵那市東野1342-1	080-5030-1545
⑫Aコープ福岡店 (ラビア)	中津川市福岡927-11	72-2551	㊲加子母野菜集出荷場	中津川市加子母1225	79-2349
⑬惣菜センター	中津川市苗木1711-6	65-5454	㊳福岡農産物集出荷場	中津川市下野90-2	72-3777
			㊴茶葉荷受所	恵那市笠置町河合980	27-3876
			㊵坂下堆肥センター	中津川市坂下2755-1	75-4767
			㊶加子母堆肥センター	中津川市加子母355-1	79-3354
			㊷福岡堆肥センター	中津川市田瀬587-146	72-4156
			㊸哺育センター	中津川市加子母3888-173	79-2176
■JA葬祭 (運営：㈱JA葬祭岐阜)			☎フリーダイヤル 0120-098382		
①JA葬祭ひがみの中央ホール ☎	中津川市茄子川2040	78-3263			
②JA葬祭ひがみのアグリホールえな	恵那市長島町永田577-1-1	22-9876			
③JA葬祭ひがみの恵南ホール	恵那市山岡町馬場山田1486-9				
④JA葬祭ひがみの恵那北ホール ☎	中津川市下野285	72-3821			

(注)ATM設置一覧は28ページに掲載しています。
☎ 該当店舗はAED(自動体外式除動器)を設置しています。



東美濃農業協同組合

〒509-9132 岐阜県中津川市茄子川1646-19
TEL 0573-78-0123 FAX 0573-68-7724
URL <https://www.ja-higashimino.or.jp/>